

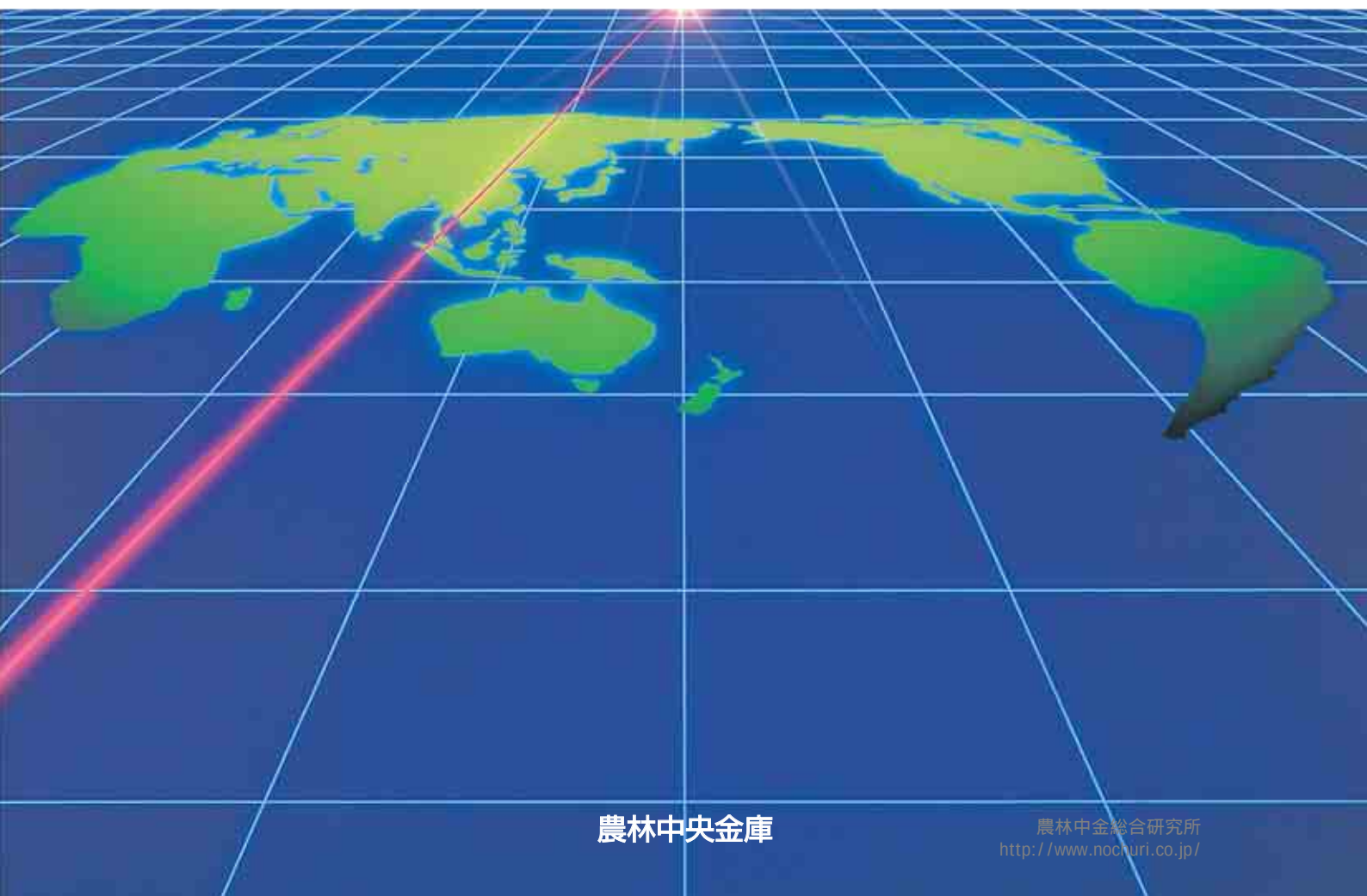
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 **2** FEBRUARY

地域社会の変化と地域金融機関

- 地域金融機関における次世代との関係構築
- カトリック教会が広めた金融組織
- グローバル展開で食の安全保障を図る中国



被災地の農業復興から考える農業の成長戦略

東日本大震災後ほぼ4年が経過し、津波被災地では生産基盤の整備とともに農業生産が再開しつつある。そこでは、農地の集積、大規模園芸施設の建設、農業者の法人化等が短期間に進められており、今後の日本農業の構造変化をコマ送りにしているようでさえある。

震災復興の過程で農業の成長産業化が期待されていることから、以下のような、被災地の状況を踏まえた、農業の成長戦略に対する示唆を読み取ることができるのではないかな。

第1に、農業復興の主体が多様なことである。たとえば、施設園芸の組織経営体があり、株式会社として新設されたものが多い。その一部には規模拡大や6次化などスピーディーに事業を展開している経営がみられ、そこに行政や民間企業からハードやソフト面で多くの支援が行われている。また、土地利用型の組織経営体は、地域の合意を基に設立された経緯から農事組合法人が中心であるが、大規模かつ大区画の圃場で生産コストの削減を図るとともに、畑地での野菜や施設園芸などを含めた複合経営に取り組んでいる。専業の家族経営もある。亘理町と山元町のいちご団地では、家族経営を中心に新たに養液栽培に取り組み、各農家の細やかな生産の工夫によって、収量の増加や品質の向上に成功している。さらに、兼業農家があげられる。岩手県釜石市下荒川地区の農業復興の担い手は農外収入や年金など安定収入のある兼業農家で、営農組合を設立し機械の共同利用を行っている。圃場整備や大型農機の導入により農産物の収量は増加し、効率化も進んでいる。加えて、営農条件が厳しい地域ではJA出資型法人への期待も高い。

行政の方針や農業者の意思に加え、津波被害の程度や圃場規模、担い手の多寡など、異なる条件の下で、このように多様な経営体がそれぞれ地域農業の復興に取り組んでいる。

農業の成長戦略においても、オランダ型の農業モデル、土地利用型の大規模経営に焦点をあてるだけでなく、多様な経営を主体として考えることが必要である。

第2に、被災地の経営体が解決に時間のかかる課題を抱えていることである。特に大型の組織経営体では、急速な規模拡大と組織の変更に伴う運営面の問題に直面している。たとえば、施設園芸の大規模経営体では、ITを活用してもなお、単収や品質の確保、そしてそのための生産工程や労務の管理が課題となっている。

すなわち、成長戦略において重点が置かれている、規模拡大や法人化が、生産力として実を結ぶには時間が必要と考えられるし、長期的な支援も必要であろう。

第3に、経営所得安定対策や生産調整などにかかる急激な農業政策の転換が、特に土地利用型における経営の先行きを不透明なものとしていることである。農業政策の安定性が農業経営の発展には必須なことが改めて認識させられる。

第4に、復興交付金等による生産基盤の整備に加え、行政による技術指導等のソフト面での支援や、生産の高度化、販売、6次化等における民間企業との連携などが、復興に取り組む経営体を後押ししていることである。農業の成長産業化には、官民の様々な支援や民間企業との連携が大きな役割を果たすことが期待される。農協およびJAグループには、行政、企業、地元の関係者と幅広く連携して、成長戦略に寄与することが求められる。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 齊藤由理子・さいとう ゆりこ）

今月のテーマ

地域社会の変化と地域金融機関

今月の窓

被災地の農業復興から考える農業の成長戦略

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 斉藤由理子

相続による預貯金流出への対策

地域金融機関における次世代との関係構築

高山航希 — 2

日本共助組合の半世紀

カトリック教会が広めた金融組織

古江晋也 — 15

食肉にみる新戦略の行方

グローバル展開で食の安全保障を図る中国

阮 蔚 (Ruan Wei) — 30

2012年度における農協の経営動向

尾高恵美 — 48

情
勢

国際金融規制改革の動向について

——国内金融機関にも影響を与える規制強化の動き——

高島 浩 — 55

談話室

コミュニケーションとしての「食」

作家・エッセイスト 森 久美子 — 28

本
棚

アルリンド クーニャ, アラン スウィンバンク 著
市田知子・和泉真理・平澤明彦 訳

『EU共通農業政策改革の内幕』

東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授 安藤光義 — 46

統計資料 — 62

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

地域金融機関における次世代との関係構築

—相続による預貯金流出への対策—

研究員 高山航希

〔要 旨〕

日本社会では今後、死亡者数の増加が予測されている。地域金融機関は、預貯金者の死亡により、次世代の取引先へ預貯金が流出することへの懸念を強め、対策を進めている。

商品・サービス面での対策として、相続定期や信託の取扱いを始めるところが増えている。チャネル面では、次世代が多い地域への出店を行う例や、複数の金融機関が都市部に共同店舗を出す動きがある。相続手続きや高齢者取引の堅確性を他行に先んじて高める金融機関もある。

農協でも商品・サービス面での対策は進んでいる。一方で、事業エリアが制限されていることもあり、地銀と同様のチャネル政策は難しい。そのため、次世代との関係の構築、強化策に工夫を行う農協が現れている。

対策に決め手はまだない。ただ、金融機関が次世代の現在の状況や将来の意向をよく知ることがまずは重要と思われる。そうすれば、対策が効果を発揮する可能性はある。

目 次

はじめに

1 預貯金流出のインパクト

- (1) 預貯金に占める高齢者の割合
- (2) 次世代の親との同居状況
- (3) 次世代の金融機関の利用状況

2 地域金融機関の流出対策

- (1) 商品・サービス面での対策
- (2) チャネル面での対策
- (3) 相続を機に高齢者市場の獲得につなげる戦略も

3 農協の流出対策

- (1) JAきみつの利用者情報の蓄積
- (2) JAコスモスの「ふるさと友の会」
- (3) JA信州うえだの「ふるさとサービス」

おわりに

- (1) 次世代の状況を知ることがまず重要
- (2) 課題は効果の見えにくさ
- (3) 対策は実を結ぶか
- (4) 他の選択肢

はじめに

日本社会は2010年ごろより人口減少局面に入ったと言われている。そして、死亡者数はこれから増えていく見込みである。総務省「人口推計」によれば13年の死亡者数は127万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」は40年には死亡者数は160万人に増大すると予測している。金融機関は、預貯金者の死亡により次世代に相続される預貯金の増加に直面することになる。

それに加え、日本の人口動態は、非都市部から都市部に集中していく傾向がある。そのため、非都市部の地域金融機関で預貯金者が死亡すると、都市部に住む次世代の取引先金融機関に預貯金が流出する恐れがある。そこで、地域金融機関は流出防止のため、様々な対策を行っている。本稿では、こうした対策についてまとめる。

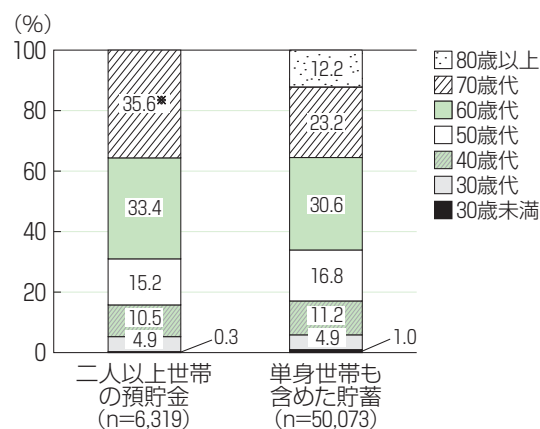
1 預貯金流出のインパクト

(1) 預貯金に占める高齢者の割合

まず、どれだけの預貯金が流出する可能性があるかについて、確認しておきたい。最初に、預貯金に占める高齢者の割合を見る。第1図は、貯蓄の年齢別のシェアである。データソースが異なる2つのグラフを併記している。

第1図の左側は、二人以上の世帯の預貯金残高に占める、世帯主の年齢別のシェア

第1図 預貯金や貯蓄の世帯主の年齢別シェア (2013年)



資料 「二人以上世帯の預貯金」は総務省「家計調査」, 「単身世帯も含めた貯蓄」は厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 1 貯蓄には預貯金のほか株式や投信等も含む。
2 「二人以上世帯の預貯金」の※は70歳以上の割合。

である。このデータからは、若年層や高齢者に多いと思われる単身世帯、特に本稿が問題にしている、子が別居している単身の高齢者も除かれているが、世帯主が60歳以上の世帯が預貯金全体に占める割合は、合計で7割近い。

一方、右側のグラフは、貯蓄に占める年齢別の割合である。ここでの貯蓄とは、預貯金に加え、株式や投資信託等も含んでいるが、二人以上の世帯に限らず、単身世帯も含んだ数値である。これにおいても、60歳以上の高齢者のシェアは66.1%と、7割近くを占めている。

以上から、現在、預貯金の大半を60歳以上の高齢者世帯が保有しており、金融機関の預貯金のうち、近い将来、預貯金者の死亡を契機に動く預貯金の割合は高いと言える。ただ、次世代が親と同じ地域に居住していたり、同じ金融機関を利用していたりするのであれば、流出の影響を緩和するこ

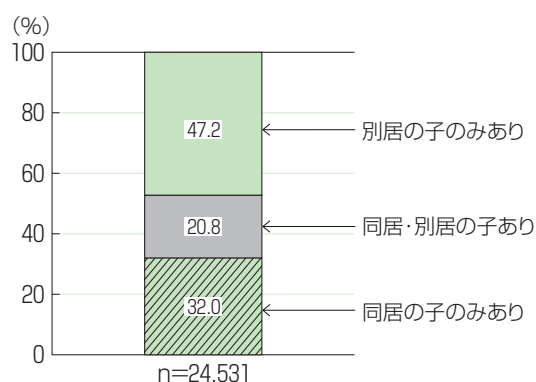
とが可能である。そこで次に、次世代の居住地についてみてみたい。

(2) 次世代の親との同居状況

主な営業基盤が一定地域内にとどまる地域金融機関において、次世代への預貯金の移転に際して預貯金が流出するのは、相続を受ける次世代が事業エリア外に居住しているときに、預貯金者が亡くなったり、生前贈与を行ったりした場合である。そこで、まず親子の同居の状況を見る。

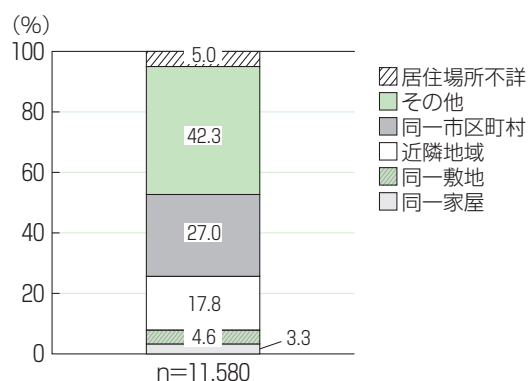
第2図および第3図は、「国民生活基礎調

第2図 65歳以上の世帯主の子との同居状況 (2013年)



資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

第3図 「別居の子のみあり」の人の子の居住場所 (2013年)



資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

査」による、65歳以上の人の子との同居状況を示したものである。ここから、資産が次世代に移転する際に、どのくらいの割合で市区町村の外に流出するかを概算したい。

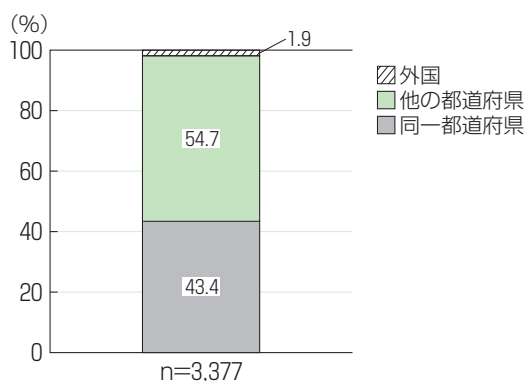
第2図からは、子供のいる高齢者世帯のうち、「別居の子のみあり」の割合は47.2%であり、第3図からは、そのような世帯の子のうち、42.3%が同一市区町村外に住んでいることがわかる。したがって、子供のいる高齢者世帯が持つ資産全体のうち、「別居の子のみあり」の世帯で市区町村外に居住している子に流出する割合を計算すると、 $47.2\% \times 42.3\% = 20.0\%$ となる。

次に、「同居・別居の子あり」の世帯の子のうち、別居している子の割合を半分とし、またそのような子のうち同一市区町村外に住んでいる人の割合も42.3%と仮定する。すると、子供のいる高齢者世帯が持つ資産全体のうち、「同居・別居の子あり」の世帯から市区町村外に流出する割合は、 $20.8\% \div 2 \times 42.3\% = 4.4\%$ となる。

2つの計算結果を合わせると、 $20.0\% + 4.4\% = 24.4\%$ となる。大雑把に考えて、子供のいる高齢者世帯が持つ資産の4分の1が、この先市区町村外に流出していくと推測できる。

ただ、地域金融機関の事業エリアは市区町村よりも大きいことが多いため、同一都道府県の外に住む子の割合も知りたいが、「国民生活基礎調査」では同一市区町村外までしか分からない。そこで次に、「人口移動調査」を補助的に使って、同一都道府県外の割合を推測する。

第4図 市区町村外に居住する20歳以上の子の居住地(2011年)



第4図は、世帯主とは別の市区町村に居住する20歳以上の子の居住地である。これによれば、別の市区町村に居住する20歳以上の子のうち、別の都道府県に住んでいる子の割合は、外国居住者も含めて56.6%である。これをおよそ50%と考えて、先ほどの4分の1に50%をかけると、都道府県外に流出する資産は8分の1程度になると言えそうである。

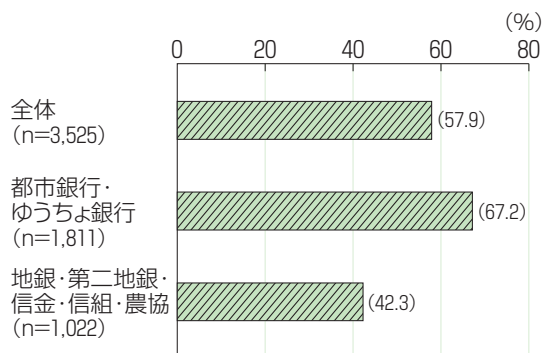
したがって、地域金融機関の事業エリアの大きさの目安を市区町村から都道府県程度と考えると、子供のいる高齢者世帯の資産のうち、8分の1から4分の1が、事業エリア外の子に移転する恐れがあると推測できる。

(3) 次世代の金融機関の利用状況

居住地域からだけでなく、金融機関の利用状況からも、次世代移転に伴う流出の大きさを見ておく。

第5図は、フィデリティ退職・投資教育研究所(2012)による、亡くなった親が主

第5図 親が主に利用していた金融機関で子弟が相続資金を受け入れた割合



資料 フィデリティ退職・投資教育研究所
「日本の相続と投資の実態5,500人の相続人アンケートにみる相続による資金移動」(2012年3月)

に利用していた金融機関に預け入れられていた預貯金を、相続人である子弟がそのまま同じ金融機関で受け入れた割合である。親が主に利用していた金融機関には、銀行や農協等の預貯金取扱金融機関に加えて証券会社等も含むが、全体の57.9%において、相続人が同じ金融機関で受け取っていたことが分かる。

この割合を、親の利用していた金融機関が全国に支店を持つ銀行(ゆうちょ銀行を含む)か、地域金融機関(地銀、第二地銀、信金、信組、農協)かの2つに分けると、前者では67.2%が同じ金融機関で受け取っていたのに対し、地域金融機関では42.3%と低くなっている。地域金融機関の預貯金保有者が死亡すると、半数以上のケースで他への流出が発生したと言える。

半数以上というのは前項(2)の居住地域から見た事業エリア外移転の割合に比べて大きいですが、それは事業エリア内の子への移転であっても、別の金融機関に流れるケースがあるためである。

ここまで見てきたことから、高齢者が地域金融機関に保有する預貯金が次世代へと移転する際に、相当な割合が事業エリアの外、または他の金融機関に流出する可能性があることが確認できた。地域金融機関にとって、流出への対策は必須であるといえよう。次節以降では、農協を含む地域金融機関が具体的にどのような対策を行っているかを見ていく。

2 地域金融機関の流出対策

地域金融機関の流出対策とは、①事業エリア内に居住してはいるが他の金融機関と主に取引を行っている子に加えて、②事業エリアの外に居住している子と、関係をいかに構築するかということに他ならない。そのため、人々を引き付ける魅力的な金融商品やサービスに加えて、遠隔地の人々との取引が可能になる、利便性の高いチャネルを用意することが重要である。したがって、以下では、商品・サービスとチャネルの2つの側面から、地域金融機関の流出対策を見たい。

(1) 商品・サービス面での対策

最初に、商品・サービスに関する取り組みについては、寺林（2012）が地域金融機関の「相続対策」としてまとめている中に該当するものがある。寺林（2012）は、各地域金融機関が取り組んでいる商品・サービスとして「事業承継支援」「一時払終身保険」、拡大しつつある取り組みとして「相続セ

ミナー・相談会」「遺言関連業務」、一部の金融機関が実施する取組みとして「相続定期預金」「相続業務支援システム」「エンディングノート」を挙げている。

その後の動きとして、相続定期預金の導入がかなり広まったことが挙げられる。報道でも、相続による資金流出を金利の優遇で防ぐものとして、相続定期預金を取り上げることがよくある^(注1)。また、相続定期預金の商品内容においても、充実が図られている。預入期間を複数用意して自由に選べる金融機関があるほか、例えば、大垣共立銀行は、相続定期預金の利用者に対し、MA（マネーアドバイザー）と資産運用相談ができる「MA出張相談」サービスを提供している。

他に取扱いが進展しているものとして、信託がある。報道によれば、地域金融機関で、信託会社などと連携して遺言信託などの相続関連業務を取り扱う店舗数が増えており、地銀、第二地銀と信用金庫のうち信託の代理店として相続関連業務を取り扱っている店舗は、14年3月末において合計で4,467店になるという^(注2)。

また、信託に関連して、最近盛んに採用されている金融商品に「遺言代用信託」がある。まず信託について簡単に説明しておくと、信託とは、委託者（例：高齢の個人）が財産を受託者（例：信託会社）に移転し、受託者は委託者が定める信託目的に従って、受益者（例：委託者の親族）のために財産を管理・処分する仕組みのことである。

遺言信託を設定するためには、自身の死

後に遺産を信託する旨を書いた遺言が必要である。遺言信託はこうした遺言をもとに、死後、設定される信託のことである。遺言代用信託はそれとは異なり、生前から設定される信託で、生前は委託者自身が受益者となり、死後は配偶者や子などが受益者となる商品である。遺言代用信託は、いくつか用意されているプランから選ぶだけで簡単に遺言に似た効果が得られることや、手数料が低廉あるいは無料であることなどから、遺言信託より利用者の裾野が広い。金融機関にとっては、委託者の死後、受益者との関係維持が期待できるため、流出対策になると思われる。遺言代用信託を取り扱っているのは信託銀行などが主であるが、地銀でも広島銀行が取扱いを始めている。金融庁が14年4月に行った規制緩和の影響もあり、今後さらに広がる可能性がある。

これらに加えて、13年4月に導入された、孫等への教育資金の一括贈与に対する贈与税の非課税制度の対応商品も、流出対策になりうる。なぜならば、受贈者は、贈られた教育資金がなくなるか、30歳になるまで専用口座を使うことになるため、口座のある金融機関との取引がしばらく続くからである。

自民党と公明党がまとめた『平成27年度税制改正大綱』は、教育資金の非課税制度の適用期限を15年末から19年3月末まで延長するとしている。また、結婚や育児資金で、同様の一括贈与非課税制度を講ずることである。導入が正式に決定されれば、多くの金融機関が対応商品の取扱いを始め

ると見られる。

(注1) 例えば「相続関連サービス充実」(日本経済新聞14年6月16日付)など。

(注2) 「地域金融機関、信託・相続業務代理店が拡大」(ニッキン14年8月29日付)

(2) チャネル面での対策

流出に対する地域金融機関のチャネル面での対策としてまず挙げられるのは、地盤としている地域の外への出店の強化である。例えば、静岡銀行は13年8月、神奈川県藤沢市に湘南台支店を新規出店した。同行ニュースリリースによれば、神奈川県内への新規出店は06年10月以来である。この出店について、報道では、静岡県内の同行顧客の次世代の県外転出先は神奈川県が比較的多いため、次世代に移転した資金の受け皿^(注3)になることが狙いの一つとされている。同行は13年11月に戸塚支店、14年4月に溝ノ口支店、同年9月に橋本支店と、その後も神奈川県内への新規出店を続けている。

ただ、地域金融機関の新規出店は費用負担も大きい。その解決策の一つとして挙げられるのが、金融サービス企業を中心に進められている共同店舗構想である。これは、複数の金融機関が共同で首都圏の乗降客数の多い駅近辺に出店を行うもので、共同店舗では住所変更手続き等、お互いに競合しない手続きのみを取り扱い、費用負担を抑えつつ、手続きは対面で行いたいというニーズ^(注4)に応える。預金の引出しや振込など日常の取引については、提携するATMやインターネットバンキング等を利用してもらい、何か手続きをする必要が発生した時は共同

店舗に来てもらう，という取引形態を想定しているものと思われる。共同店舗は15年4月に1号店を東京駅近辺に出す予定で，参加を予定しているのは，10行程度とのことである。具体的に参加を表明している地銀としては，富山銀行がある。

共同店舗の開設は，経営統合した地銀グループでも行われようとしている。山口フィナンシャルグループは，14年12月，山口銀行の豊洲支店を東京都江東区に新設し，その中に同グループのもみじ銀行および北九州銀行の銀行代理店を設置することを発表した。「地元である山口県・広島県・北部九州につながるのあるお客様の利便性に配慮した店舗として営業する予定」としている。^(注5)

また，近年，地銀がインターネット専用支店を開設し，専用の高金利定期預金をアピールするなど，インターネットバンキングを強化している背景の一つにも，転出した次世代との関係の維持・強化があろう。中国銀行や愛媛銀行は，相続定期預金をインターネット専用支店からも利用できるようにしている。

(注3)「地銀，預金獲得に注力」(日本経済新聞14年5月5日付)

(注4)「複数銀の共同店舗運営」(日経産業新聞14年11月19日付)

(注5)株式会社山口フィナンシャルグループ14年12月9日付ニュースリリース

(3) 相続を機に高齢者市場の獲得に つなげる戦略も

ここまでは預貯金者の死亡に伴う預貯金の流出を防ぐ，という守りの観点から地域

金融機関の対策を説明してきた。一方で，預貯金者の死亡，すなわち相続の発生は預貯金流出の危機と認識すると同時に，相続を機に高齢者市場の獲得を図る地域金融機関もある。ここでは，そのような金融機関の一つとして，ヒアリングをもとに，静岡中央銀行の事例を見ておきたい。

静岡中央銀行は静岡県沼津市に本店を置き，静岡県東部，中部，神奈川県西部を中心に事業を行う第二地方銀行である。静岡中央銀行の地盤も，他の地域と同様に高齢化が進展しており，相続や高齢者取引に関して，判断が難しい事例が増加傾向にある。そこで，静岡中央銀行は「相続・高齢者取引に最も先進的な銀行を目指す」ことを標榜し，様々な施策を展開している。

主要な施策として，①相続手続きや高齢者取引の事務マニュアルの制定・活用，②営業店の現場で発生した問題について本部が相談に応じ，法的見解を加えた解決策を与え，支援する法務相談制度，③弁護士・司法書士事務所との取引の開拓，④高齢者介護施設入居者との預金取引の適法性確保，⑤高齢者向けセミナーの開催など地域貢献活動，といったものが挙げられる。特徴は，法務面での適確性を重視していることである。関連する法律に大きな改正がなくても，裁判所の判例の中には重要なものがあるため，随時フォローを行っている。

そして，このような施策の担い手として位置づけられるのが，「相続マイスター」である。相続マイスター制度は，相続や高齢者取引に関する職員の能力の認定を目的と

した、静岡中央銀行内部の資格制度である。相続や高齢者取引は1件1件状況が異なるため、通り一遍の知識の習得ではなく、本質的な理解を目指しているという。

資格は、基本的事項が理解でき、顧客との折衝が可能な「相続マイスター・ジュニア」と、それより高度で営業店を指導できる能力が認められる「相続マイスター」の2種類がある。いずれも一定の役職に就く際の必要条件あるいは勘案条件となっており、資格取得を通じた能力の向上を促している。14年3月末現在、静岡中央銀行の従業員数が521人であるのに対し、相続マイスターの取得者は累計で46人、相続マイスター・ジュニアは累計で471人と、多くの職員が取得済みである。

静岡中央銀行の考え方は、これから相続発生が増えることを前提として、相続定期預金等で流出に備えると同時に、増加する相続手続きや高齢者取引を的確に処理する能力を他行に先んじて構築することで、拡大する高齢者市場を取り込もうとするものである。この結果、成年後見制度を扱う弁護士事務所や老人ホーム、介護施設といったところからの信頼を得ており、引き合いも強いという。

3 農協の流出対策

農協においても、金融商品・サービス面では、他の地域金融機関と同様の対策を取っている。相続定期貯金を導入する農協は多い。相続相談や相続セミナーを開催して

いる農協も少なくない。また一部では、信託を取り扱っている農協もある。

ただ、農協は地銀とは異なり、現在の事業エリア外への新規出店が難しいことから、遠隔地の利用者にとって利便性の高いチャネル、特にエリア外への新規出店等には制約がある。そのため、各農協は次世代との関係構築に工夫を行うことで、チャネル面での不利をカバーしようとしている。以下では、筆者が農協にヒアリングした結果に基づき、こうした農協の工夫について紹介する。

なお、相続対策に力を入れている農協は、農地等の資産管理が重要な都市部に多い。しかし、そのような比較的都市に近い農協の相続対応^(注6)についての記述は他稿に譲り、本稿では非都市部の農協が行っている、信用事業部門での対策を紹介する。

(注6) 高山(2014)を参照。

(1) JAきみつの利用者情報の蓄積

JAきみつは千葉県君津市、袖ケ浦市、富津市を事業エリアとしている。エリア内は人口が減少している地区が多く、特に山間地では若年層の都市部への転出が増えている。JAきみつでも近年、若年層との取引件数が減少する一方、高齢者の取引件数は増加しており、このまま高齢者の貯金残高比率が上昇すると、貯金者の死亡に伴う次世代への貯金の移転により、貯金残高が大幅に減少することを懸念している。このような現状認識から、JAきみつは農家を中心に、貯金流出への影響が大きそうな組合員・利

用者をリストアップし、重点的な訪問活動を行い、次世代との関係の構築、強化を図っている。

JAきみつの取組みで特徴的なのは、世帯に関して得た情報を体系的に蓄積していることである。リストアップした利用者に関し、訪問を行って新たな情報が得られると、統一のフォーマットで情報を記録していく。このことが様々なメリットに繋がる。

例えば、蓄積された情報から、利用者の次世代に、農業を離れて会社勤めをしている人が多いことが分かった。こうした人は農協との関係性が薄く、しかも平日の日中に訪問しても会うことができない。そこでJAきみつでは、土曜日に次世代を訪問することを始めた。このように、情報から利用者の傾向を把握することができ、利用者の実態に合った対策を取ることができるようになった。

また、農協だけのことではないが、金融機関では、担当者の異動が頻繁にある。これはコンプライアンス上必要な措置ではあるが、その半面、利用者との関係構築が難しくなるというデメリットも存在する。情報を体系的に蓄積していくことで、たとえ担当者が変わったとしても、また一から関係構築をすることにはならず、長期的な関係作りが可能となる。

(2) JAコスモスの「ふるさと友の会」

利用者の特徴を把握し、その情報を生かすことで、他地域に転出した人との関係構築を行っているのがJAコスモスである。

JAコスモスは高知県佐川町、越知町、仁淀川町、いの町の一部、日高村を事業エリアとしている。このエリアは中山間地で、山地を中心に過疎化と高齢化が進行している。その一因は、外部への転出者が多いことである。そのため、転出者との関係の維持と強化が課題となっていた。同時に、JAコスモスは、転出してしまった人にも故郷の今を知ってもらいたい、故郷との繋がりや絆を大事にしてもらいたいとの思いを持っていた。

JAコスモスの事業エリアは高知市に隣接しているため、元々、高知市へ転出した利用者と転出後も取引が継続することがあった。その時には、各支所の渉外担当職員が月1回程度の頻度で転出先に出向いていた。

組合員子弟の転出先も高知市であることが多い。そこでJAコスモスは、高知市内等の居住者への渉外活動を専門部署「ふるさと渉外」に集約し、サービス内容を発展させることで、転出者との関係の構築と強化を図ることにした。それが「ふるさと友の会」である。

JAコスモスのふるさと友の会では、高知市に転出した人を中心とした会員に対し、ふるさと渉外の職員が訪問活動を行っている。訪問の際は、信用事業等の取引を行うだけでなく、故郷に暮らす祖父等の状況報告や、転出前に居住していた各支所地区でのイベント情報案内を行いながら、故郷との絆づくりを行っている。それに加えて、JAコスモスが高知市などで行う各種イベントの案内や特産品のプレゼントを行って

いるほか、各支所で総会の開催や故郷の情報発信を行い、会員同士の交流を図っている。

ふるさと友の会は始まったばかりであるが、会員からは好評を得ており、JAコスモスは関係の構築や強化に役立つことを期待している。

JAコスモスのふるさと友の会は、渉外担当職員が訪問可能な場所に転出者が居住していることが多いという、地域的な特性を捉え、生かしたものと言えるだろう。

(3) JA信州うえだの「ふるさとサービス」

多くの場合、転出者は遠隔地に居住し、農協の渉外担当職員が転出者を直接訪問することはできないと思われる。そこで、遠隔地の次世代との関係構築を図っているJA信州うえだの事例を紹介する。

JA信州うえだは長野県上田市、東御市の一部、長和町、青木村を事業エリアとしている。次世代がエリア外に転出してしまうケースが少なくなく、貯金者の死亡に伴う貯金の流出に対する懸念が高まっていた。そこで、JA信州うえだは11年に、次世代との関係強化策として、「ふるさとサービス」を始めた。

ふるさとサービスは、一部の組合員を含む利用者の次世代に対し、地元の農産物（クルミや果実製品といった特産品）や、出身小学校の懐かしく感じられるような写真等(注7)を送るものである。贈り物の内容からも分かる通り、次世代の中でも、特に事業エリアから遠く離れた地域に転出してしまった

人々を念頭に置いている。

なお、JA信州うえだの中でふるさとサービスを実施しているのは、「プレミアムサロン」という部署である。プレミアムサロンは、相続、税務、年金、土地活用等に関する事柄について、利用者からの相談に応じる店舗で、07年に設置された。JA信州うえだは、03年から相続に関するセミナーや個別の相談会を実施していた。その背景には、組合員を中心とする利用者に農地を含む不動産などの資産を持つ人も多く、相続対策に対するニーズが高まっていたことがある。セミナーが定着すると、個別の事例に関する相談希望が増えたため、相談の専門部署プレミアムサロンを設立するに至った。

プレミアムサロンがふるさとサービスを行う目的はあくまで次世代と農協の関係構築であり、それは長期的な視点からのみ見ることができるものである。それに加えて、ふるさとサービスを始めてまだ日が浅いこともあり、同サービスの効果をまだ明確には判断できない。しかし、贈り先から返事をもらうこともあると言い、手応えを感じているようである。

また、ふるさとサービスのもう一つのメリットとして、贈り物にアンケートを同封することで、次世代に関する情報が得られることがある。一例として、遠隔地への転出者に、JA信州うえだの口座を維持している人が多いことが分かった。

加えて、遠隔地への転出者にだけでなく、JA信州うえだの事業エリア内に居住する次世代への対策も必要なことも分かってき

た。今後はこうした人々への対策を実施するという。

(注7) 事前に、親である利用者と、親を通じて贈り先の次世代に、許可を得ている。

おわりに

ここまで地域金融機関の流出対策を取り上げてきたが、まず指摘しておきたいのは、どれもまだ対策の決め手とは言えないことである。預貯金者の死亡に伴う預貯金の流出は、今後数十年に及ぶ長期的な傾向と考えられるが、金融機関が対策を開始してから長くても数年であり、評価をすることは難しい。

ただ、対策を考え、実施するうえで、重要だと思われることは、事例から見てきたと思われる。それは、流出の状況をよく知ることの重要性である。

(1) 次世代の状況を知ることがまず

重要

各金融機関が置かれた状況は千差万別である。2節で取り上げた高齢者の親と子の同居状況を取ってみても、重頭(2014)は地域によって状況が大きく異なることを指摘している。すると当然、行うべき対策の内容も異なってくるだろう。

本稿の事例では、静岡銀行の神奈川出店やJAコスモスのふるさと友の会は、転出者の居住場所に応じた対策である。富山銀行が首都圏の共同店舗構想への参加を表明しているのは、北陸新幹線の開業で富山と首都圏の関係が強まることをにらんでのことであろう。

そして、状況をよく知り、情報を蓄積して施策に繋げることは、次で述べる、流出対策の課題を解決する鍵にもなるだろう。

(2) 課題は効果の見えにくさ

筆者がヒアリングを行った先で、預貯金者の死亡に伴う預貯金の流出への対策の課題として多く挙げられたのは、取組みの効果の見えにくさである。流出への対策の直接的な効果は流出が起こらないことであるが、その程度は、対策をしなかったと仮定した場合の預貯金残高と、対策をした現実の預貯金残高の差として捕捉することになる。しかし、仮定が関わってくるために、差がどれだけであるのか見積もるのは容易ではない。また、預貯金者死亡に伴う流出には、長い期間をかけて徐々に引き出されていくケースがあり、預貯金減少へのインパクトを把握しづらい。

その一方で、流出への対策には大きなコストがかかる。店舗の業務体制の見直しや組織構造の修正など、大がかりな変更を伴う可能性がある。大きなコスト、大きな変更を伴う対策に組織全体で取り組もうとするとき、効果が見えにくいことは、合意形成を行ううえで障害となるだろう。効果の見えにくさが、施策の取り組みにくさに繋がってしまうのである。

これに対しても、情報を蓄積することが解決の糸口になるだろう。そこから対策の必要性を示すことができれば、実施に向け

た合意が得やすくなると思われる。

(3) 対策は実を結ぶか

しかし、流出対策にそのようなコストをかけたとして、地域金融機関が遠隔地の次世代と繋がりを維持することは、果たして可能なのだろうか。このそもそもの疑問に対して、筆者は可能と考えている。その理由として、都市住民のUターン志向の高さがある。

首相官邸「まち・ひと・しごと創生会議（第1回）」資料「『東京在住者の今後の移住に関する意向調査』の結果概要」によれば、関東1都6県以外の出身で東京都に住んでいる人のうち、49.7%が東京都以外に移住予定、または移住を検討してみたいと回答した。また、東京在住者のうち、元の出身地に転出する「Uターン」を行ってみたい人の割合は29.3%、出身地の近隣に転出する「Jターン」を行ってみたい人の割合は15.8%、2地域居住をしてみたい人の割合は27.9%であった。都市部への移住者のうち、相当な割合の人が、出身地やその近辺に戻ってみたいと考えていることがうかがえる。

したがって、Uターン意向のある人を中心に、出身地の金融機関からの働き掛けや、魅力的な商品・サービスがあれば、繋がりを維持したいと考える人は、かなりいると思われる。そして、もしそのような人が実際にUターンを行うならば、繋がりを持っていた金融機関と取引をする可能性は高い。

(4) 他の選択肢

本稿の最後に、ここまで挙げたもの以外に、地域金融機関はどのような対策を取りうるのか、選択肢の可能性を考えてみたい。

最も根本的な解決策は、地域経済の活性化により、転入と転出の差し引きで次世代が他地域に転出する傾向が止まることであろう。ただ、言うまでもなく、これは一地域金融機関の努力によって解決する問題ではない。

次善の策としては、流出によってダメージを受ける非都市部の金融機関と、流入が期待できる都市部の金融機関が、何らかの形で協力することが考えられる。言ってみれば、預貯金者死亡に伴う流出はあるが、そこからの収益の一部を流出元に還元するという方法である。この方法は、都市部に新規出店が可能な地方銀行よりは、出店地域に制約のある、信金、信組、そして農協に有効と思われる。信金においては、信金中央金庫が、大都市圏や他業態への流出防止のため、信金同士で相続資産の移転を円滑に行うスキームを構築している、と報じられたことがある^(注8)。これは、非都市部の被相続人が取引していた信金から、相続人が住む都市部の信金へ、相続資産を円滑に移し、資産を信金内にとどめることを目指している。

農協に限って言えば、都市部に店舗のない地域がある。そうした場所に、非都市部の農協が協力して、前述した地銀の共同店舗のような、住所変更などの手続きを取り次ぐ窓口を設置することも、一考の価値があ

るだろう。特産品を置けば、アンテナショップとしての利用もでき、地域のPRにもなる。検討の余地があるのではないだろうか。

(注8)「信金中金、資産移転スキーム検討、相続預金の流出防止へ」(ニッキン13年3月22日付)

<参考文献>

- ・重頭ユカリ(2014)「親子間相続による預貯金の動きについて」『農中総研 調査と情報』40号, 1月号(10~11頁)

- ・高山航希(2014)「相続相談サービスで後継世代との関係強化—JAあいち豊田の事例—」『農中総研調査と情報』40号, 1月号(12~13頁)
- ・寺林暁良(2012)「地域金融機関の相続対策にかかる取組みの分析」『金融市場』23巻, 11月号(26~29頁)
- ・フィデリティ退職・投資教育研究所(2012)「日本の相続と投資の実態 5500人の相続人アンケートにみる相続による資金移動」

(たかやま こうき)



カトリック教会が広めた金融組織

—日本共助組合の半世紀—

主事研究員 古江晋也

〔要 旨〕

「クレジットユニオン」（共助組合）と呼ばれる協同組織形態の金融機関が、1960年代初頭日本のカトリック教会内で誕生した。日本共助組合は相互扶助の観点から信徒の日常の経済問題を解決することを目的に設立され、最盛期には66組合、1万人弱の組合員にまで拡大した。しかし法律上、貸金業者（後に特定非営利金融法人）として運営することとされていた日本共助組合は貸金業法の完全施行（2010年）を受け、ボランティアの役員に過大な責任と事務管理コストを強いることになったこと、後継者不足などから2013年1月、貸金業登録を抹消した。

「日本最大かつ最古のNPOバンク」であった日本共助組合の足跡は、まさに苦難の連続であったが、組合員の力で社会的弱者やマイノリティを支援してきたことは注目される。格差が拡大し、貧困問題の深刻化が懸念されている今日、同組合の歴史を振り返ることは消費者金融市場を考える上でも大きな示唆を与えると考えられる。

目 次

はじめに

- 1 日本におけるクレジットユニオン（共助組合）の誕生
- 2 日本共助組合の発展
 - (1) 情報センターの設立
 - (2) 日本共助組合連合会の設立とその機能
 - (3) 日本共助組合の拡大と貸付の内訳
 - (4) アジア・クレジットユニオン連合会への参画
- 3 日本の共助組合の運営モデルと組織構造
 - (1) 運営モデル

(2) 組織構造とそれぞれの役割

- 4 貸金業規制法、貸金業法の衝撃と共助組合運動への影響
 - (1) 貸金業規制法の制定
 - (2) 貸金業規制法への反発と連合会の改組
 - (3) 支部数の減少
 - (4) 日本共助組合支部の業務
 - (5) ナイスファンド・ナイスローン事業
 - (6) 貸金業法と日本共助組合の活動停止

おわりに

はじめに

1960年代初頭、「クレジットユニオン」(Credit Union)が日本のカトリック教会内^(注1)で誕生した。一般にクレジットユニオンとは、コモンボンド(Common Bond)と呼ばれる「共通の結びつき」のある人々が営利や慈善ではなく、相互扶助の観点から日々の経済的問題の解決を図ることを目的とした協同組織形態の金融機関であり、現在、米国やカナダ、アジア諸国などにおいては預金取扱金融機関として業務が行われている^(注2)。

一方、日本で設立された「クレジットユニオン」(共助組合)は、諸外国のクレジットユニオンと異なり、法律上、貸金業者(後に特定非営利金融法人)として運営されていた。ただし、日本の共助組合も海外のクレジットユニオンと同様に、貧困等にあえぐ信徒を救済するために設立された組織であるという点では共通した理念および役割を担っており、アジア諸国のクレジットユニオンと歩調を合わせた運動も展開していた。

^(注3)
本稿では、日本のクレジットユニオン運動の担い手であり、日本最大かつ最古のNPO^(注4)バンクであった「日本共助組合」の半世紀に及ぶ歴史を概観することで、日本におけるクレジットユニオン運動の誕生・発展^(注5)および衰退と社会に与えた影響を検討する。

(注1) 世界クレジットユニオン協議会(WOCCU: World Council of Credit Unions)によると2013年現在、世界103か国で5万6,904組合(2億793万5,920人の組合員)あるという(WCCUウ

ェブサイト参照)。

(注2) クレジットユニオンの和訳としては一般的に「信用組合」が用いられている。しかし、日本では、産業組合から発展した預金取扱金融機関である信用組合(Credit Cooperatives)が存在していたため、日本のクレジットユニオン関係者は「共助組合」という意識を用いることにした。本稿では、日本のクレジットユニオンのことを「共助組合」、海外のクレジットユニオンについてはそのまま「クレジットユニオン」という名称を用いることにする。

(注3) 本稿は一般社団法人全国信用組合中央協会の機関誌『しんくみ』(2013年10月号～2014年9月号)で12回にわたって連載した「もう一つのクレジットユニオン」を大幅に加筆、修正したものである。

(注4) NPOバンクとは環境保全、自然エネルギーの普及、介護や福祉活動などを実施するNPOや個人に融資することを目的とした「市民の非営利バンク」。地域の人々が自発的に出資した資金で運営されていることに特徴がある(全国NPOバンク連絡会ウェブサイトを参照)。

(注5) 歴史にかかわる部分はおおむね共助組合情報センター編(1972)、日本共助組合連合会編(1975)、日本共助組合連合会(1981)によっている。

1 日本におけるクレジットユニオン(共助組合)の誕生

日本で共助組合の導入が初めて検討されたのは、1950年代半ばのイエズス会日本管区本部内であった。当時の日本管区本部では上智大学に「研究センター」を設立する議論が行われていたが、まだどのようなテーマを研究するかは決まっていなかった。そんなある日、イエズス会神学生が「日本にもクレジットユニオンを設立してはどうか」と発言したことがきっかけとなり、クレジットユニオン研究等が具体化することになった。

60年3月、上智大学教授のロバート・バ

ロン神父は神学生とともにクナ・インターナショナル（米国クレジットユニオン協会の関係機関）のカルロス・マトス氏を上智大学に招聘し、2日間のカンファレンスを開催した。同会議には銀行関係者や宗教家など50人が出席し、会議後に「共助組合情報センター」（以下「情報センター」という）を設立することが決められた。しかし、クナ・インターナショナルとの窓口となるはずであった神学生が母国に帰国してしまったため、情報センター設立は暗礁に乗り上げることになった。

一方、個別教会による日本初の共助組合は61年、イエズス会日本管区本部の動きを全く知らない長崎県佐世保市にあるカトリック俵町教会の神父の指導によって設立された。共助組合はその後、長崎市（城山教会）、青森県（十和田、弘前、大湊、青森、八戸の各教会）、京都市（カトリック関連の社会福祉施設「希望の家」）、愛知県一宮市（一宮教会）でも設立された。設立に当たっては、俵町教会のように神父が独力で設立した組合、イエズス会日本管区本部から資料を得て設立された城山教会の組合などさまざまであったが、設立に至った理由はいくつかの共通点があった。

第一は、当時の信徒のなかには生活が成り立たず、金融機関から借入を行うこともできなかった人々、低賃金労働者や日雇い労働者など、経済的な苦境に陥っていた人々が少なくなかったことである。時には神父に生活の窮状を訴える者もあり、神父はその都度ポケットマネーを差し出してい

た。しかし、そのような対応には限界があり、継続していくことが困難であった。

第二は、共助組合の設立を指導したのは外国人神父であり、クレジットユニオンに慣れ親しんできた者が多いということだ。設立を指導した神父は、カナダのスカボロ外国宣教会（英語圏）、ケベック外国宣教会（仏語圏）、米国メリノール会などに在籍しており、母国ではクレジットユニオンが身近な存在であった。また、外国人神父は開発経済などを学び、クレジットユニオン運動に関心のある者が多かった。そのため、貧困や経済的苦境を克服する解決策としてクレジットユニオンの設立を信徒に提案したことが日本の共助組合運動の始まりとなった。

2 日本共助組合の発展

(1) 情報センターの設立

日本のカトリック教会で共助組合が設立された頃、韓国、フィリピン、香港、台湾、タイなどにもクレジットユニオン運動が広がっていた。その理由は、クナ・インターナショナル、イエズス会士がスラム地区住民に対する支援、経済状況の改善、高利貸し被害の未然防止などの社会問題を解決する一手段として同運動を支援していたからである。

また聖職者が、慈善や施しだけでは貧困から抜け出すことはできず、貧困を克服するためには当事者自らが立ち上がらなければならない、というスタンスを重視したこ

ともクレジットユニオン運動を重視する動機となった。

1959年、東南アジアで支援活動を行っていたイエズス会士は後に「アジア社会経済生活発展委員会」(SELA: Committee for Development of Socio-Economic Life in Asia)と呼ばれる会議をフィリピン・マニラで開催した。SELAは60年代を通じて幾度となくクレジットユニオンに関するセミナーを行ったが、なかでも香港で開催された「共助組合、協同組合とその社会活動の研修セミナー」(65年8月)には約230人のイエズス会士等が一堂に会し、日本からもミゲル・ラフォント神父など15人の司祭が参加した。

同セミナーの影響を受け、イエズス会日本管区本部では、一度暗礁に乗り上げた情報センター設立計画が再び始動するようになり、ラフォント神父がその責任者に任命された。同神父はすでに誕生していた9つの共助組合を訪問するとともに情報センターの設立に尽力。66年1月、情報センターがついに上智大学社会経済研究所内に設立された。

情報センターが最初に取り組んだことの一つは、すでに設立されていた9つの組合の規約や定款の統一などであった。なぜならば、当時の共助組合は米国クレジットユニオンをモデルとした英語圏の組合と、カナダのケース・ポピュレール(庶民金庫)をモデルとした仏語圏の組合が存在していたためである(青森県の共助組合はケベック外国宣教会が運営していたため、ケース・ポピュレールをモデルとしていた)。そこで情報セ

ンターでは、米国クレジットユニオン法、ケース・ポピュレール法、日本の信用組合の根拠法などの関連法規をもとに共助組合の規約のひな型、定款、簿記会計の統一などを進めた。

一方、共助組合関係者のなかには、全国組織の設立を求める声も次第に聞かれるようになった。しかし、連合会の設立など、運動として本格的に展開するためには、その前段階として共助組合がどのように法的に位置付けられるか、ということを確認しなければならなかった。情報センターは共助組合および連合会の規約や定款などを大蔵省銀行局と東京都経済局に提出し、その法的な位置付けの確認を行った。

共助組合情報センター編(1972, 54~55頁)によると、連合会は顧問の大学教授と大蔵省銀行局、都庁経済局等関連官庁を訪れ、次のような結論を確認または得るに至ったという。その結論とは、①共助組合は、協同組合、金融組織に関するいかなる法律にも適用され得ない、②共助組合は、当分の間、民法に基づく任意組合として運営することができる、③共助組合の法的保護のためには、独自の共助組合法の立法が必要である、ということであった。

(2) 日本共助組合連合会の設立とその機能

法的な位置付けが確認されたことを受け、1968年11月に日本共助組合連合会(以下「連合会」という)が設立された。連合会の主な業務は、①共助組合役員の研修やセミナー

の開催、②新たな組合設立のプロモーション、③組合向け共済制度の導入にあった。ここでは②と③に焦点を当てることにする。

a 組合設立のプロモーション

日本共助組合の存在を法的に認めてもらうためには、ある程度の規模が必要であった。また、当時の連合会の収入の大半は、ミゼリオ財団（ドイツ・カトリック司教会議によって設立された財団）、クナ・ミューチュアル保険（米クレジットユニオンの保険会社）、上智大学社会経済研究所、アジア財団（アジア太平洋地域で活動する非営利政府組織）、ドイツのケルン司教区等からの助成金や神父個人の寄付で賄われており、経済的な自立という観点からも共助組合設立のプロモーションを展開することは喫緊の課題であった。

連合会は当初、スタッフが限られていたため都内を中心にプロモーション活動を展開していた。しかし、その後は全国を13のブロックに区分し、5つの組合が設立されると「協議会」を設置し、協議会の役員が組合設立を支援する方針とした。

b 共済制度

連合会はプロモーション活動とともに組合向け共済制度の導入を図ることにも注力した。ここで取り上げている共済制度とは、①貸付共済（組合員が死亡した場合、遺族に債務が残らないように共済金で借入金を返済できる）、②出資金共済（組合員が死亡した場合、出資金と同額の共済金を遺族に贈る）、

③事故共済^(注6)（fidelity bond：職員等に横領された場合、補償を受けることができる）の3種類あり、米国のクナ・ミューチュアル保険およびクミス（クレジットユニオンの保険会社）が取り扱っていたが、当時の日本には導入されていなかった。

このため、連合会担当者は大蔵省の担当官から意見を聞くとともにクナ・ミューチュアル保険およびクミスと交渉を粘り強く行った。71年8月、クナ・ミューチュアル保険取締役会は日本の共助組合を保険対象者とすることを決定。連合会は72年6月、5つの組合を被共済者として貸付共済、出資金共済の引受けを開始した（クミスとの間で交渉が続けられた事故共済は75年7月からスタート）。なお、これらの保険に加入した組合は、利益の中から所定の利率を連合会に支払うこととされた。

(注6)「フィデリティ・ボンド」という金融商品は日本で普及していなかったため、日本共助組合連合会は「フィデリティ・ボンド」に「事故共済」という和訳を付し、行政機関、各共助組合関係者に説明を行った。

(3) 日本共助組合の拡大と貸付の内訳

連合会が設立された1968年当時の組合数は20、組合員数は2,456人であった。それが14年後の82年になると62組合、8,970人となり、88年には66組合、9,548人とピークを迎えた（第1図）。組合数、組合員数の増加とともに出資金と貸付残高も右肩上がりでも拡大していった。組合数が50を超えた76年には貸付残高が1億円を超え、83年（63組合）には3億円を突破した。このように80年代の日本共助組合は組織的に大きく飛躍を遂

げた時期であった(第2図)。

また第1表は、80年度における日本共助組合の貸付金の内訳を示したものである(58組合中47組合のとりまとめ)。利用目的には件数が多い順に、耐久消費財(210件、17.8%)、教育(155件、13.2%)、事業(134件、11.4%)、住宅(127件、10.8%)、旅行(127件、10.8%)と続く。ここでいう「事業」の具体的内容は小規模事業者への事業資金、「住宅」とは、購入資金の一部やリフォームなどであった。また「旅行」は、観光目的というよりもイスラエルなど聖地巡礼を目的としていた。

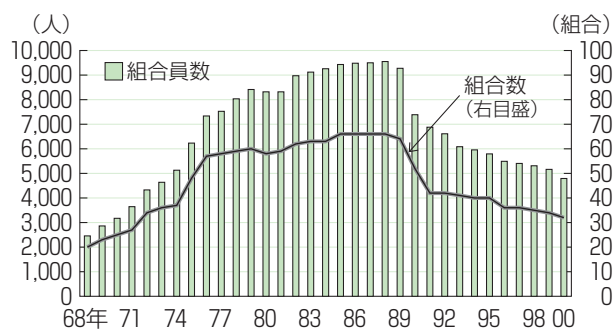
貸付金の内訳は、2000年代になっても大きく変わっていない。筆者はかつてある共助組合にヒアリングを行ったが、その時の組合員の利用目的は、耐久消費財や旅費交通費で7割を占めており、生活保護受給者に対する生活資金貸付なども行われていた。

(4) アジア・クレジットユニオン連合会への参画

一方、アジアのクレジットユニオン運動に目を向けると韓国、香港、台湾、フィリピンでもクレジットユニオン運動は活発化しており、これらの国々等のクレジットユニオンの連合会と日本共助組合連合会は、71年、SELA主催の第4回アジア地域CUトレーニングセミナー終了後、アジア・クレジットユニオン連合会を設立した。

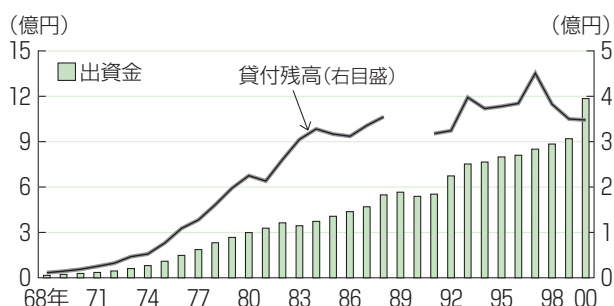
同連合会は12年6月現在、22か国のクレジットユニオン連合会等が会員、準会員などとして加盟しており、2万2,019の組合と

第1図 日本共助組合の組合数と組合員数の推移(1968～2000年)



資料 日本共助組合資料

第2図 日本共助組合の出資金と貸付残高



資料 第1図に同じ
(注) 89年、90年はデータなし。

第1表 1980年度における日本共助組合の貸付金

(単位 件、千円、%)

	貸付件数		貸付金額		
	件数	構成比	金額	構成比	1件当たりの平均金額
教育	155	13.2	29,681	13.1	191
医療	69	5.9	12,660	5.6	183
住宅	127	10.8	38,520	17.1	303
耐久消費財	210	17.8	38,278	17.0	182
借金返済	37	3.1	12,770	5.7	345
冠婚葬祭	75	6.4	8,990	4.0	120
旅行	127	10.8	15,298	6.8	120
生計	108	9.2	10,809	4.8	100
事業	134	11.4	32,770	14.5	245
団体利用	6	0.5	4,570	2.0	762
その他	129	10.9	21,166	9.4	164
うち納税・保険	17	-	2,880	-	-
墓地・墓石	5	-	1,250	-	-
衣料・服飾	6	-	1,155	-	-
社会活動	6	-	470	-	-
不明	49	-	7,715	-	-
合 計	1,177	100.0	225,512	100.0	-

資料 日本共助組合連合会宗教委員会編(1983)『キリスト教と共助組合』82.7研修会記録]26頁
(注) 連合会加盟58組合中資料提出47組合による。内訳不明の2組合は、「その他」へ分類している。

4,100万人の組合員をカバーしている。

3 日本の共助組合の運営モデルと組織構造

ここでは、日本の共助組合^(注7)の運営モデルおよび組織構造を概観する。前述したように共助組合はカナダや米国等のキリスト教教会で運営されていたクレジットユニオンをモデルに設立された。そのため組合員は組合への出資額に関係なく、1人1票の投票権を有するなど、協同組織として運営されていた（日本の法律に適合するため若干の変更はある）。

なお、日本共助組合は13年1月に貸金業登録を抹消したため、現在は貸付活動を行っていない。

(注7) 日本共助組合は60年代後半から中央機関である「連合会」と「単位組合」で構成されていたが、貸金業者登録以降、連合会は「日本共助組合本部」、単位組合は「支部」となった。しかし、経営モデルは大きく変化していないため、以下では中央機関を「連合会」、単位組合を「組合」と記すことにする。

(1) 運営モデル

日本の共助組合は組合員に小口貸付を行うことを主な活動とし、組合員からの出資金を貸付原資としていた。組合は出資金を預金取扱金融機関に預け入れ、貸付時に引き出しを行う。組合員は年度末に出資金の払戻し請求を行うことができたが、請求を行う組合員は少なかったため、長期的に安定した資金となっていた。

組合収入は、組合員貸付から生じる手数料

（利息）収入、銀行からの利息などであり、この収入から組合運営に関わる諸経費、貸倒れに備えるための準備金を差し引いた金額が収益となる。貸金業法の施行以前は収益の一部を配当として組合員に支払っていた（貸金業法施行後は配当の支払いは中止された）。

組合は無担保無保証を原則としていたが、延滞や焦げ付きなどがあっても法的手段をとらないというスタンスであった。これは、返済を強く求めることが信仰を失わせることにつながると考えられたからである。3か月延滞した場合、組合では借入者のチェックを行い、6か月延滞した場合は連合会に件数と金額を報告していた。延滞率は3～20%と組合によって大きな開きがあった。ただ、住所を転々とする延滞者となっても組合と連絡を取り続け、返済資金ができると組合に送金する組合員もいた（貸付金が返済不能になった場合は、出資金または内部留保で処理されることになる）。

一方、組合員は連合会（90年以降は本部に改組）を運営するために年会費を支払っていた。年会費は連合会事務経費、総会などの会議費用、事務局の専任スタッフの人件費等に用いられた。ただし、年会費を各組合員から徴収することは手間がかかるため、ある組合では決算が確定した後、配当金額から30%を個人年会費として本部に支払うなどのケースもあった。

(2) 組織構造とそれぞれの役割

組合の運営は年1回開催される総会が最

高意思決定機関となり、役員の選出、年次報告、支部定款の変更、事業計画の審議・承認などを行っていた。組合員は出資金額にかかわらず、1人1票の投票権や議決権があり、直接選挙で「理事会」「貸付委員会」「監査委員会」の3つの委員会委員を選出した。ここでは理事会、貸付委員会を中心にその業務をまとめることにする。

理事会は、理事長、副理事長、常務理事、総務理事、理事で構成され、組合の運営に当たっていた。理事会は月1回開催され、会計担当常務理事が1か月間の出資金および貸付金等の状況説明をしていた。また常務理事の業務は、組合員からの貸付申込や組合加入申請の受付など組合員との接点にもなっており、組合が提供するサービスの窓口的な役割を担っていた。

貸付委員会は貸付申請が受理されると借入目的、借入申請者の人格、返済能力などを考慮して貸付判断を行った。この際、出資金額は参考にするだけであり、貸出条件とはならない。

借入目的は生活補助、耐久消費財の購入など多岐にわたったが、多重債務に陥っている組合員の場合には負債整理に関する相談、失業中の生活困窮者の場合には就職に関するアドバイスを行うなど、きめ細やかな対応を行っていた。

返済方法は均等分割払いが一般的であったが、返済金額と分割回数は理事会で定めた方針のもと、本人の意思を尊重して決定された。また、返済が滞った場合でも柔軟に対応することが大きな特色であり、法的

な措置は取らなかった。貸金業者登録以前は貸付委員会が決定した段階で組合員への貸付が実行されていたが、登録以降は貸付委員会が決定した後、理事長が承認することとした。

理事会は教育広報委員会の委員を指名し、同委員会は新組合員の勧誘や共助組合運動に対する啓蒙活動などを行った。また、組合員から直接選挙で選出される監査委員会は組合の会計、業務監査を担当していた。

複数の神父が司牧（教会を管理運営すること）している教会では、神父が組合の顧問を務めることがあった。しかし、神父が組合役員として直接業務に携わることはなかった。これは組合に問題が生じた場合、神父に責任が及ばないようにするためであった。すべての業務は原則ボランティアで行われ、神父や組合員からのねぎらいや感謝の言葉が唯一の報酬であった。

4 貸金業規制法、貸金業法の衝撃と共助組合運動への影響

(1) 貸金業規制法の制定

60年代、企業は高度経済成長の波に乗って設備投資を活発化させ、大量生産を実施した。また、この時期は新たに出現したスーパーマーケットという新業態が、低価格を武器に既存の小売業に挑んでいた。このような、大量生産、低価格販売は「対物信用」を低下させる要因となり、これまで庶民金融の代表格であった質屋というビジネス

スモデルは転換期を迎えることとなった。

一方、それに代わって台頭したのが、消費者金融である。高度経済成長によってサラリーマンは将来の給与の上昇や返済能力の向上が見込まれるようになり、「対人信用」は高まった。この対人信用の高まりを受けて、60年代には消費者金融会社が相次いで創業した。消費者金融会社はサラリーマン以外に主婦や学生などにも融資を行うなど、顧客層を拡大していったが、オイルショックに伴う景気の低迷を受け、大きな岐路に立たされるようになった。消費者金融会社は債権回収のため過酷な取立てを行うようになり、それを苦にした自殺者も増加した。これがいわゆる「サラ金問題」である。

政府は83年、社会問題化したサラ金問題を解決するため、貸金業者の登録、取立て行為の規制などを定めた貸金業規制法を制定。出資法による貸出上限金利も段階的に引き下げるように改正された（年109.5%→^(注8)年40.004%）。

(注8) 貸金業規制法では、①任意性と、②一定の書面要件を満たせば、利息制限法に定められた利率を超える利息であっても有効な利息の弁済であるとした「みなし弁済」を認めた。そのため、消費者金融会社等はいわゆる「グレーゾーン金利」（当時の利息制限法の上限を超え、出資法の上限未満の金利）で貸付を行うようになった。

(2) 貸金業規制法への反発と連合会の改組

「相互扶助の精神で高利貸し被害から組合員を守る」——このことがボランティアで共助組合の運営に携わってきた人々の誇

りであった。しかし、貸金業規制法が制定され、日本共助組合も貸金業者登録を行う必要があると行政から指摘されると共助組合関係者は大きなショックを受けた。

組合員が日本共助組合の貸金業者登録に大きく反発した理由の一つは、クレジットユニオン（共助組合）は聖書の一書である『使徒言行録』に記された「キリスト教徒の^(注9)共同体」を目指した組織であるにもかかわらず、貸金業者として活動しなければならないということへの憤りであった。なかには「教会内に貸金業者の看板を掲げろというのか」と気色ばむ組合役員もいた。

しかし法令遵守の観点から、連合会は貸金業者登録を行い、登録を期に連合会体制から「本部支部体制」へと改組した（90年）。改組理由は、組合が個別に登録するよりも、一括して事務処理ができる、登録費を抑制できるというメリットがあったからである。一方、貸金業者登録に反発した組合は連合会を脱退、廃業したため、その後、組合数（支部数）は減少することになった。また、貸金業者登録以降、支部が新たに設立されることはなくなった。

(注9) 『使徒言行録』はイエスの死後、キリスト教が最初の担い手であった一部のユダヤ人からいかにして非ユダヤ人に拡大されるようになったのか、という様子が記されており、ここでいう「キリスト教徒の共同体」とは、当時の使徒、信徒の共同生活のことを指している。

(3) 支部数の減少

支部数が減少するようになった理由は、貸金業規制法の制定以外にもいくつかあった。その一つが神父間の意見の相違である。

共助組合の理念に共感した神父は、積極的に共助組合運動を支援し、神父自らが組合員となって聖地巡礼費用などの目的で借入を行った。また、貸金業規制法によってその存立が議論されていた時も「一人でも共助組合を必要としている信徒がいるのであれば、共助組合は教会にとって必要である」と組合役員を励ました司教もいた。

しかし、教会において金銭の貸付を行うことに否定的な見解を示す神父もあり、相互扶助によって組合員を支援するのではなく、慈善活動で対応することを求める神父もいた。このような傾向はクレジットユニオンになじみのない日本人神父に多く、共助組合を巡る意見の相違も運動を停滞させる要因となった。

加えて、支部数が減少するようになったもう一つの理由は、支部を運営する役員、組合員の高齢化であった。これは日本におけるカトリック教会の信徒の高齢化と大きく関連しており、共助組合運動や理念を次世代に伝えていくことを難しくさせた。

(4) 日本共助組合支部の業務

貸金業規制法の適用を受けるようになった日本共助組合は貸金業者として新たなスタートを切った。かつての連合会は「本部」、組合は「支部」となり、各支部は支部ごとの事情に合わせ、貸付上限額、手数料（利息）などを設定した。ここではヒアリングをもとに活動が停止される以前の支部の活動を記しておく。

支部の活動時間は通常、日曜日のミサ終

了後（午前10～11時）から正午までであった。ただし、組合員から緊急に借入申込があった場合は、平日でも役員、貸付委員等が連絡を取り合い、申込日の翌日には貸付等の対応をしていた。1支部当たりの組合員数は100～150人ほど。組合員1人当たりの貸付上限額は各支部によって異なるが、おおむね50～60万円（原則、無担保無保証）であった。このような運営スタンスは設立当初と変わらない。

また、近年のカトリック教会では東南アジアや南米出身者の外国人信徒も多くなった。彼ら（彼女ら）は日本で働き、生計を立てているが、何らかの理由で収支のバランスが崩れると困難な状況に直面するようになる。そこである支部は、洗礼を受けた教会が発行した洗礼証明書があると、外国人でも当該支部の組合員となれるようにした。

ただし、各支部とも組合加入後、直ちに貸付を実行してもらえるわけではなく、新たな組合員の人柄などを見るため、加入後、一定の期間（半年など）を経過した者でないと貸付を行うことができない、というルールを定めていた（このルールはすべての組合員に適用されていた）。

ある理事は「理想的には同じ言語と文化を共有した人々が、それぞれに組合を設立するのが望ましい。しかし、国籍を理由に支援を行う必要がないとは言えない」と語ってくれたのが印象的であった。

(5) ナイスファンド・ナイスローン事業

日本共助組合本部は80年代末から「ナイ

スファンド・ナイスローン事業」を開始した。戦後に宣教活動が再開されるようになった日本では、全国に多数のカトリック教会が設置されるようになった。しかし90年代になるとこれらの教会の老朽化が目立つようになり、建て替えや大規模な修繕を行わなければならなくなった。そこで本部は、支部に余剰資金を出資してもらい（ナイスファンド）、本部が教会や社会福祉施設に貸付を行う（ナイスローン）事業をスタートさせた。

ナイスローンは、カトリック教会、プロテスタント教会、障がい者支援施設、アジアやアフリカからの留学生に農業技術などを教える農業指導者養成学校などに貸し付けられた。しかし、2000年代半ば頃、ある社会福祉法人への貸付が不良債権となったことを受け、その損失処理が求められるようになった。本部事務局は財政状態の改善を図るため、東京都品川区高輪にあった事務所を売却し、本部自体が藤沢カトリック教会の一室に移転することになった。これが日本共助組合の大きな「つまずき」となった。

（注10）日本共助組合連合会（のちの日本共助組合本部）は上智大学のキャンパスで運営が行われていたが、70年代半ば以降、よりアカデミックな大学運営が重視されるようになったことを受け、同キャンパスから移転することを余儀なくされた。同連合会は西新宿での仮住まいを経た後、東京都品川区高輪に新事務所を構えていた。

（6）貸金業法と日本共助組合の活動停止

80年代、消費者金融会社は貸金業規制法が施行されたことを受けて「冬の時代」を

迎えた。しかし90年代になると自動契約機の導入や「サラ金」というイメージを払しょくするための広告宣伝に力を注いだ。このような活動が功を奏し、消費者金融会社は業績を拡大させたが、その陰で自己破産者や多重債務者が激増し、再び深刻な社会問題となった。

このような状況を鑑み、政府は貸金業規制法を貸金業法へと改正し、消費者金融会社等への規制をさらに強化するようになった。だが、貸金業法は90年代後半から注目を集めるようになった「NPOバンク」の活動にも大きな影響を与えるようになった。

同法施行規則は現在、「特定非営利金融法人」に関する規定を定めており、同法人になると体制の整備などの面で一定の免除等を受けることができる。しかし、同法人となるにはさまざまな要件を満たさなければならず、その一つに「出資配当の禁止」が含まれた。

共助組合は従来から多重債務者や外国人労働者などへの支援を行い、貸倒れになると出資金や内部留保で処理してきた。そのため出資配当が禁止されると新たな出資金の募集活動に制限が加えられることになるため、同規定は共助組合運動そのものを停滞させる要因となった。さらに「貸金業者の総合的な監督指針」では厳格な体制整備等を求めているが、このことがボランティアの役員に過大な責任と事務管理コストを強いることになった。

日本共助組合は、2012年の定例総会で貸金業者登録を停止する決議を行い、翌年1

月29日に貸金業登録を抹消した。抹消後、共助組合は「みなし貸金業者」となり、債権回収のみを行うことになった。

一方、貸金業法の完全施行を受けて各支部は、その将来的な方向性を模索し続けてきたが、最終的には、①清算手続を行う、または、②貸付業務を停止し、生活相談や生活困窮者の支援をメインとした慈善組織に再編する（これまでの債権の回収は行う）、のどちらかを選択することとなった。

慈善組織への再編は、社会的弱者を今後とも支援を行っていくことを意味し、従来の共助組合活動とつながりがある。しかし、相互扶助という枠組みとは明らかに異なっており、日本の共助組合運動は、貸金業法適用除外とならない限り、事実上の幕を閉じざるを得ない状況に追い込まれた。

おわりに

本稿では、日本共助組合の半世紀に及ぶ歴史をもとに、日本におけるクレジットユニオン（共助組合）運動の誕生・発展および衰退をまとめてみた。紙幅の都合上、割愛せざるを得なかったことが少なくなかったが、改めて共助組合の意義を検討してみると、少なくとも次の3点をあげることができる。

まず、第一は、日本共助組合は90年代後半頃から相次いで設立されるようになったNPOバンクのモデルの一つになったことである。例えば、藤井良広（2007）は日本共助組合がNPOバンクの誕生よりもはるか以前

から誕生し、独自のファイナンスの仕組みを築き上げたことと、NPOバンクの運営モデルの基本形の一つとなったことを指摘している。^(注11)

第二は、カトリック・コミュニティ内における「サラ金被害」の未然防止に努めたことである。なかでも70年代から80年代にかけての消費者金融会社の取立ては凄惨を極め、自ら命を絶つ者も少なくなかった。行政機関の対策が後手に回ってきたなか、庶民の力で同被害の予防に取り組んできた意義は極めて大きい。

第三は、金融機関から金融サービスを受けることのできない、マイノリティまたは社会的弱者への支援に率先して取り組んできたということである。外国人神父が共助組合の設立を目指した理由は、当時、生活が成り立たず、金融機関からも借入を行うことができなかった人々、低賃金労働や日雇い労働を行う人々を貧困から脱却させるためであった。

近年、カトリック教会では東南アジアや南米出身の信徒を多く見かけるが、彼ら（彼女ら）が生活資金に困った時、金融機関から借り入れることは難しい。そこである支部では外国人信徒も理事に加わり、生活資金の貸付を行ってきた。このような活動は特殊なケースであり、他の組織で行うことはコミュニケーションの問題などから困難を伴うかもしれない。

しかし、最近、人口減少社会を迎えた日本では、外国人労働者の受入れが盛んに議論されるようになっており、法的な整備が

進むと近い将来、多くの外国人労働者が来日することは予測される。そして、彼ら（彼女ら）が日々の生活を送るなかで、収支のバランスを一時的に崩し、生活資金が必要となった場合にどう対処するのか、という課題に直面することも容易に想像されるであろう。

外国人信徒に貸付を行ってきたある支部の役員は、筆者に「商業ベースでは限界があるが、相互扶助の理念であれば経済的な苦境を乗り越えることができる」と話してくれたが、このような場合にこそ、消費者金融会社ではない相互扶助形態の金融機関という選択肢も考えられ、支部の経験は大きな示唆を与えるはずである。

09年6月、金融審議会金融分科会第二部会は「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループの中間論点整理報告書」を公表し、「小規模の事業者や消費者の生活支援に特化し、協同組織性を発揮する新たな金融機関の設立・活用について検討することが望ましい」と指摘した。

この指摘はその後、具体的な検討が行われず今日に至っているが、将来的に貧困や格差がさらに拡大し、日本でも社会的弱者の増加という問題が生じるようになると、「新たな金融機関の設立」は真剣に議論しなくてはならなくなるだろう。そして、その時、これまで貧困やマイノリティ・社会的弱者の支援といった課題に立ち向かってきた日本共助組合の取組みは議論を深める上で欠かせない役割を担うと考えられる。

格差が拡大し、貧困問題が深刻化してきた今日、我々は、市場原理主義的な発想から消費者金融市場を見つめるのではなく、健全な社会、相互扶助という観点から今一度議論していく必要がある。

（注11）藤井良広（2007）79頁

<参考文献>

- ・共助組合情報センター編（1972）『共助組合諸研究〈Ⅰ〉（歴史編）』上智大学社会経済研究所
- ・日本共助組合連合会編（1975）『共助組合諸研究〈Ⅱ〉（自助自立の共同体をめざして）』上智大学社会経済研究所
- ・日本共助組合連合会（1981）『共助組合運動の歴史と課題』
- ・日本共助組合連合会宗教委員会編（1983）『キリスト教と共助組合—'82.7研修会記録』日本共助組合連合会
- ・農林中央金庫調査部研究センター（1981）「共助組合の現状と課題〈各論Ⅰ〉」共助組合連合会 遠藤抱一、藤沢光治『地域協同金融研究シリーズ第2集』
- ・農林中央金庫調査部研究センター（1983）「サラ金の現状と問題点〈各論Ⅹ〉」関西大学 上田昭三『地域協同金融研究シリーズ第11集』
- ・藤井良広（2007）『金融NPO—新しいお金の流れをつくる』岩波書店
- ・古江晋也（2013～2014）「もう一つのクレジットユニオン」『しんくみ』10月号～9月号、全国信用組合中央協会
- ・Asian Confederation of Credit Unions（1981）*A Glimpse into the Asian Credit Union Movement—A Compilation of the Histories of Credit Unions in Six Asian Countries*, Seoul, Korea.
- ・Lawrence W. Beer（1960）“Credit Unions & the Church” *The Japan Missionary Bulletin* 布教, May, National Catholic Committee of Japan and Committee of the Apostolate.
- ・全米クレジットユニオン協会、世界クレジットユニオン協議会、アジア・クレジットユニオン連合会、金融庁、全国NPOバンク連絡会、ミゼリオ財団（MISEREOR）の各ウェブサイト。

（ふるえ しんや）

コミュニケーションとしての「食」

年明け早々から、ファストフード店などの食品の異物混入問題が、頻繁に報道されていた。安全だと信じていたのにと、憤りを感じるのは当然だと思う。健康被害が出ていないのが救いだった。

しかし、ニュースを見聞きする度に、素朴な疑問が浮かぶ。買って食べるのを不安に感じる人に向けて、「自分で作る機会を増やしましょう」というアプローチをなぜしないのだろう。自分の目で料理の具材を洗ったり切ったりしていれば、仮に具材になにか付着していても、どの過程でなにが混入したかがすぐ分かる。少なくとも、ゴミや虫などの混入は確実に避けられると思う。

公益財団法人 食の安全・安心財団の「外食率と食の外部化率の推移」のデータによると、食料消費支出に占める、調理済み食品を買ったり外食したりする、外部化率のおおよその割合は、1975年で28%。バブル景気が終わる90年頃に40%に上昇し、2012年には45%となっている。安くておいしい加工食品が出回っているし、単身や高齢、共働き世帯の増加もあり、男女を問わず、わざわざ作らなくてもいいという人はかなり多い現状が窺える。

食の外部化率の増加によって、失われているものとはなにかについて、案外話題にされていないのが、日頃から気になっている。子どもを育ててきた母親として、生活の中で感じた点を述べさせていただきたい。

家庭料理の良さは、なによりも「加減」ができることにあるのではないだろうか。幼い子どもや高齢者には、喉越しがいいように軟らかく煮る。体調が悪い時には味を薄くする。食べる人が喜んでくれるように工夫や加減ができるのが、手作り料理の良さだと思う。一方、レトルト食品や買ってきた総菜などの加工済み食品は、そういった応用を利かせるのは難しい。必然的に、「加減」という「思いやり」が食卓から失われていったように思えてならない。

食育の講演をさせてもらう時に、子育て中の若い方々に向かって、子どもたちにできるだけ、「手作り料理を食べさせてあげてほしい」とお願いする場面がある。それほど、食事作りを負担に思っている人が増加していると感じている。

「子どもと一緒に食卓を囲みましょう。食事の時は携帯電話もテレビも消して、目を見て会話をしましょう。留守をする時は、子どもたちのご飯を作ってお出かけといった少しの努力で、子どもたちに笑顔の食卓を与えられますよ」と言うと、会場からこんな声上がる時もある。

「食事にそんなに手間をかけるなんて、面倒くさいです」

正直に言うと、私も面倒に思う時があった。ひと休みしたいと思いながら、帰宅してすぐに、スーツのまま食事の支度をするこゝもしばしばだった。慌ただしく野菜を切り、鍋を火にかける。疲れと、夕食の時間が遅くなった焦りでイライラしてくる。しかし、料理する時に漂う匂いや温かさは、いつの間にか私の気分を落ち着かせてくれていた。家族のために料理をしていたつもりが、実は自分自身の心の安定にも繋がっていると気づかされた。

今の時代は「自分を大事にする」ことの優先順位の高い人が多い。子育て世代だけでなく、どうも「大事にする」と「楽をする」を同義に捉える傾向があるように見えてしまう。

空腹の時に、おいしいものを作ってもらえたら、誰だってうれしい。体も心も喜びを感じる。空腹のサインを出した時、親がそれをキャッチして、食欲という本能を満たしてくれるボールを投げてくれると、子どもはそこで、人と人との関わりを無意識に学ぶのだと思う。「食卓」は、コミュニケーションのとり方を体得するのに、最高の場所ではないだろうか。私の息子たちが社会人となった今は、余計に、家庭の食環境が、彼らの心身の成長に影響していたという手応えを、はっきり感じるできるようになった。

きちんと子どもの食欲と体調を捉え、思いやりを持っておなかを満たしてやると、子どもは親からの愛情を確認できて安心する。湯気の立つ料理を口に運ぶ時に、子どもたちが笑顔になるのは、その証拠ではないだろうか。ご飯を作るという当たり前のことをするだけで、子どもの心身の健康を守れたら、育児にかかる手間が少なくなるのだから、トータルでは楽ができることになる。

「面倒くさい」と思うのをやめて、「ご飯を作りましょう」とエールを送るのが、子育てを卒業した世代の役目だと思っている。

(作家・エッセイスト 森久美子・もり くみこ)

グローバル展開で食の安全保障を図る中国

—食肉にみる新戦略の行方—

主席研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

〔要 旨〕

中国は国内の耕地面積、農業用水に基づく穀物生産能力の限界から、近年、食料の安全保障戦略の見直しを迫られている。1996年以降の大豆の輸入拡大はその実例であるが、さらに経済水準の向上で需要が伸びる食肉や飼料穀物の輸入も拡大しようとしている。輸入を積極的に活用することで、国内農業による環境破壊を緩和し、耕地を野菜などより高付加価値の分野に振り向け、農民の所得向上も図ろうとする動きである。

輸入で特徴的なのは、中国企業を海外での集荷、加工、流通などの分野に関与させ、食料の安全保障を高めようとする戦略である。そのために中国企業による海外の食料関連企業のM&Aを政府が積極的に後押ししている。そこには外国企業の持つ高度な品質管理を身につけ、中国の食の安全を高めようという狙いも込められている。

目 次

はじめに

1 変化する中国の食料需給

- (1) 経済グローバル化の加速
- (2) 輸入拡大を意味する農業のグローバル化
- (3) 高い食肉消費水準
- (4) 牛肉と羊肉の消費拡大と輸入急増
- (5) 拡大し続けた食肉生産
- (6) 食肉需要は今後どこまで増えるか

2 積極的な輸入拡大へ転換した背景

- (1) 資源と環境負荷の限界

- (2) 大豆輸入急増への反応

- (3) 大豆輸入により代替された耕地面積
- (4) WTO加盟の影響に関する認識の変化

3 中国食料企業の海外展開

- (1) 過度な外資依存への危機感
- (2) 先進国の企業をモデルに
- (3) 海外展開に動き出した中国食品関連企業

世界の食料市場安定化に果たす中国の役割

はじめに

中国の農業がグローバル化に向けた動きを加速させている。2013年末に発表された新たな食料安全保障戦略では、それまでの「食糧自給率95%」という目標を見直し、主食のコメ、小麦の絶対的自給を堅持する一方で、搾油用の大豆やトウモロコシなど飼料穀物については「適度な輸入」を容認する考えを初めて打ち出した。食料の持続的・安定的な供給を確保することがその目的である。

さらに14年になってから、食肉についても輸入を積極活用する動きが出ている。自国の食料生産能力と人口規模を比較衡量し、耕地面積の制約、環境問題などを踏まえたうえで、輸入の活用が必要であるとの現実的判断である。動き始めた具体策の中で注目すべきは、中国政府が食料関連企業の積極的な海外展開を促し、新たな食料安全保障の基盤にしようとしていることである。

本稿は、中国が今後、飼料穀物と食肉の輸入をどのように拡大するかを考察したのち、食料安全保障において輸入を積極活用する戦略へ転換した理由を、環境問題のほかに大豆輸入の急増とWTO加盟が中国農業にもたらした影響から分析し、中国食料企業の海外投資を促す「走出去」政策と世界や日本への影響について検討しようとするものである。本誌14年2月号掲載の拙稿「中国における食糧安全保障戦略の転換」を補完、発展させたものといえる。

なお、中国では長い間、コメや小麦、トウモロコシ等穀物のほかに豆類、イモ類も主食としての役割を果たしてきたため、これらを含めて「食糧」という。本稿は、この意味に限って「食糧」の用語を使う。また、大豆は油糧種子であるが、本稿では穀物の一つと見なす。

1 変化する中国の食料需給

(1) 経済グローバル化の加速

「開放は進歩をもたらし、鎖国は遅れを招く。これは世界及び中国の発展の実践が証明している」。習近平国家主席は14年12月5日に開催された「開放型新経済体制の構築を加速する」と題した中国共産党中央政治局第19回集団勉強会で、こうした主張を展開した。^(注1)中国市場を一段と開放し、中国企業の海外展開を促し、グローバル市場との相互依存関係を深めていく、という宣言である。鄧小平氏が92年に「市場経済化」の加速を呼びかけた「南巡講話」にもなぞらえることができる新たな対外開放の呼びかけといえるものである。

習主席の呼びかけの背景には2つの現状認識があった。

1つ目は、これまで資源の利用効率が悪く、環境へのダメージが大きい発展方式はもはや限界にきたとの認識である。改革開放政策による30年以上に及ぶ高度成長は、低価格商品を生産し世界に輸出するために環境負荷を顧みなかった製造業によるところが大きかった。成長優先が行き過ぎた結

果、大気汚染、砂漠の拡大、河川や地下水の汚染、環境破壊による地域病の発生等がもたらされた。近年、各地でデモが多発しているが、環境問題は土地収用、労働環境（賃金の未払い等）と並んでデモ発生の三大要因になっている、と社会科学院の『法治青書2012』は指摘している。国民は環境と健康を犠牲にした経済成長に否定的になり始めている。

14年末、共産党と政府が翌年のマクロ経済政策を決定する中央経済工作会议は「かつてはエネルギー資源と生態環境の余裕は相対的に大きかったが、現在は環境の負担能力はすでに上限に達したか上限に近付いている」という厳しい現状認識を国民に示した。^(注2) そのうえで農業を含む経済全体は、環境無視の量的発展から、質と効率をともに重視し、資源節約型で環境にやさしい持続的な発展への転換を国の戦略として明確に打ち出した。こうした転換の達成には、イノベーションによる資源利用効率の向上、産業構造の高度化が欠かせない。さらに環境回復のために、国内資源に代えて比較優位にある海外資源の積極的活用も必要となる。習政権は経済の「新常态（ニューノーマル）」との表現で、成長率が7%以下に鈍化し「中成長」が定着していく趨勢を国民に訴えているが、「新常态」においても持続的成長を図るカギはグローバル経済との連携強化であるとの認識を示している。

2つ目は、国際貿易の構造変化への認識である。「国際貿易の体制は今、94年のウルグアイ・ラウンド合意以来の再構築期にあ

る。中国はグローバル経済の積極的なプレイヤーであり、サポーターでもある。また、重要な体制構築の主体となり、その主な受益者にもなる」と習主席は前述の勉強会で語った。一連の発言は、中国が従来、WTOへの加盟を国家目標にするなど国際貿易体制への後発の受動的な参加者であったのに対し、今後は新たな国際貿易体制の構築に主導的、積極的にかかわっていく戦略であることを示した。14年末の韓国、オーストラリアとのFTA合意はその一環である。農業・食料分野における積極的なグローバル化への転換は、こうした習政権における国家発展戦略の変化を反映したものである。

（注1）「習近平：加快实施自由贸易区战略 加快构建开放型经济新体制」新華通信社14年12月6日付

（注2）「中央経済工作会议在京举行」新華通信社北京14年12月11日付

（2）輸入拡大を意味する農業のグローバル化

中国農業のグローバル化は、中国の第二次産業が改革開放政策のもとで追求してきた外資導入、輸出促進ではなく、逆に輸入拡大、対外投資を意味する。ただし、これは基本的に現在の生産量を減らして輸入を拡大するのではなく、増え続ける新規需要の相当な部分を輸入に依存するという意味である。新しい食料安保戦略が示しているように、主食穀物であるコメと小麦の自給を絶対的に守りながら、飼料穀物や油糧種子の不足分は必要に応じて輸入を拡大していく考えである。油糧種子である大豆の輸入依存率はすでに80%を超え、国際食料貿

易の構造に組み込まれており、世界の食料輸出国の関心は中国が今後、トウモロコシなど飼料穀物の輸入をどこまで増やすかに移っている。これは世界の食料生産・貿易の重要なテーマであり、日本への影響も小さくないテーマである。

そうした飼料穀物の輸入は、中国の食肉等たんぱく質の需要がどのようなペースでどこまで増えるか、食肉生産に必要な飼料穀物は国内でどこまで増産可能か、などの要因によって決められてくる。一方で、見落とすべきではないのは、飼料穀物は主食穀物と違って、最終需要品である食肉そのものの輸入で代替可能であるという点である。中国はグローバル市場をみながら、両者の輸入のベストミックスを追求し、それを可能とする体制を構築しようとしているのである。

(3) 高い食肉消費水準

まず検討すべきは、中国の食肉需要が今後どこまで増加するかという点であるが、その前に、現在の中国の食肉消費の水準を

みてみたい。FAOのデータによると、中国（香港、台湾、マカオを除く、以下同じ）の1人当たり年間食肉消費量は11年に56.6kgと日本の48.8kgを上回り、韓国の62.2kgに近付こうとしている（第1表）。もちろん、米国の117.6kgの半分にも及ばず、フランスの88.7kgとも大差がある。

中国の食習慣は欧米と異なり、日本と同タイプの「東アジア型」であるため、欧米のような食肉の消費水準にはならないとみるのが妥当である。もちろん、東アジアの中でもタンパク質の摂取において魚介類を選好する日本と、食肉に傾斜する台湾、その中間にある韓国という微妙な差があり、食習慣的には中国大陆は食肉を優先的に消費する台湾に近い。

11年における中国の1人当たり食肉消費量は、台湾の79.5kgに比べてまだ20kg以上の差がある。中国の1人当たりGDPがまだ台湾の3分の1強に過ぎないためであるが、中国の1人当たり食肉消費量は1人当たりGDPが同水準の国に比べれば高い傾向がみえる（阮（2014a））。いわば、消費支出の中

第1表 1人当たり消費水準の変化

(単位 kg/人/年)

	中国		台湾		日本		韓国		フランス		米国	
	00年	11	00	11	00	11	00	11	00	11	00	11
穀類	162.1	152.5	103.6	102.8	111.1	104.4	160.3	151.5	115.7	125.4	115.0	105.8
砂糖・他甘味料	5.7	6.8	25.9	28.5	28.6	28.2	35.2	36.1	39.7	37.7	69.1	60.7
植物油	6.2	7.8	23.2	21.7	15.7	15.6	12.9	18.6	17.4	21.0	27.6	30.6
卵類	15.4	18.6	14.7	12.8	19.5	18.9	9.7	11.1	16.0	12.5	14.5	13.0
魚介類	24.1	32.6	31.6	33.0	67.3	53.7	45.8	58.1	31.2	34.6	22.1	21.7
肉類	44.0	56.6	82.6	79.5	45.3	48.8	47.6	62.2	100.1	88.7	121.7	117.6
うち牛肉	3.9	4.7	3.7	5.2	11.4	9.0	13.2	14.6	26.0	25.4	43.5	37.0
豚肉	27.9	35.6	43.4	39.3	17.9	20.5	23.4	30.9	37.6	33.5	29.6	27.9
家禽肉	9.5	12.1	34.3	33.9	15.6	19.1	10.8	16.4	26.5	23.1	47.4	51.4
牛乳(バターを除く)	8.5	31.1	45.5	40.9	81.7	71.3	28.0	26.4	264.3	250.0	256.9	256.8

資料 FAOSTAT

で食を優先する国民性や食習慣、魚介類などの調達可能性などの要因により、中国人は所得水準の割に多くの食肉を消費している。

ここまでは、1人当たりの食肉消費は農村と都市の差を捨象して分析してきたが、農村と都市の所得格差が大きい中国では、人口の約半分を占める農村住民の食肉消費はまだ都市住民の3分の2程度に過ぎない(第1図)。ただし、これは農村住民と都市住民の家庭内消費の比較であり、都市住民に定着している外食を考慮すれば両者の差はもっと大きいとみるべきであろう。

関連していえば、中国の1人当たりの牛乳消費量は11年に31.1kgと、米国の256.8kg、フランスの250.0kg、日本の71.3kgに比べて大幅に少ないが、これも農村人口を含めた平均値のためであり、都市住民に限れば日本に近い水準とみていい。また、魚介類については、中国の1人当たりの魚介類消費量は11年に32.6kgと、日本の53.7kg及び韓国

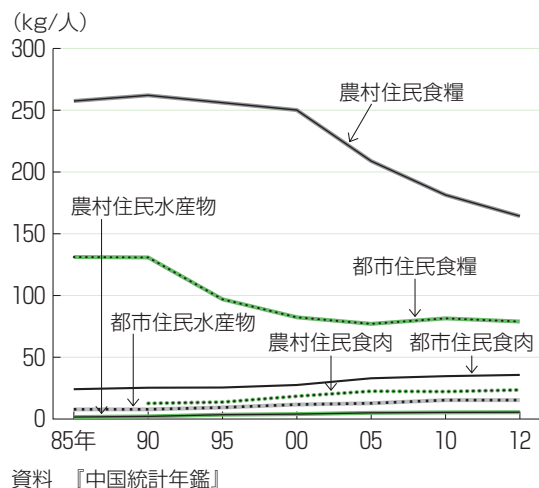
の58.1kgに比べれば少ないものの、米国の21.7kgを上回り、フランス(34.6kg)や台湾(33.0kg)と同水準である。これからみれば、中国においては魚介類消費が食肉の消費を抑制する、すなわち食肉と魚介類のトレードオフが起きる状況ではない。

(4) 牛肉と羊肉の消費拡大と輸入急増

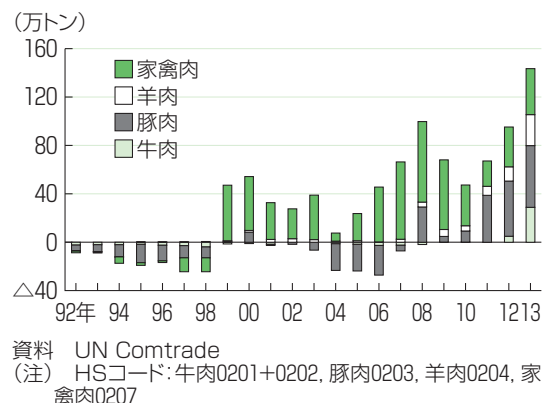
食肉消費の内訳をみると、豚肉は相変わらず圧倒的なシェアを占めているものの、長い期間をみると豚肉のシェアが低下し、家禽肉や牛肉、羊肉のシェアが高まっている。特に、12~13年の直近の期間をみると、羊肉と牛肉の消費が急増していることが輸入動向から見て取れる。

中国の食肉(豚、牛、羊、家禽)の貿易は、99年に45.6万トンの純輸入国(輸入から輸出を差し引いた量)になって以降、04年、05年の2年間を例外とすれば、輸入超過の状態が定着している(第2図)。ただし、純輸入量が100万トンを超えたことはなかった。そうした傾向は12年以降転換し、輸入が急増して、13年に143万トンに達し、10年の純

第1図 中国都市家庭と農村家庭
1人当たり年間購入量



第2図 中国の食肉純輸入の状況



輸入量47.2万トンからみれば3年間で3倍に膨張した。

そのうち牛肉は10年の1,500トンから13年の28.8万トンへと190倍以上にも増え、輸入拡大が最も大きい品目となった。また、羊肉も同じ期間に4.3万トンから25.6万トンへと6倍、豚肉は9.1万トンから51万トンへと5.6倍にそれぞれ増えた。ただし、家禽肉は33.6万トンから38.1万トンへの微増にとどまった。

牛肉と羊肉の輸入急増は国内価格の高騰が引き金となっている。需給逼迫によって牛肉と羊肉の国内価格は13年に急騰し、輸入価格に対して国内卸売価格は、豚肉が82.6%、牛肉が94.2%高いが、羊肉は142.8%と非常に高い水準にある。いずれも輸入価格に約15%の関税等をかけても輸入品の方が安いので、輸入が急増した（第3図）。

牛肉や羊肉の輸入拡大は、所得増加による食の高度化で需要が増加したこと以外に、近年多発している食品の安全問題によって中国の消費者が国産の食肉を敬遠する傾向

があったこともその要因となっている。中国は食肉の生産拡大を優先するあまり、狭い豚舎や鶏舎で多数の豚や鶏を飼う過密飼育による疫病の多発、抗生物質の過度な使用、成長促進のためのホルモン剤の使用など、多くの品質や安全性にかかわる問題を起こした。

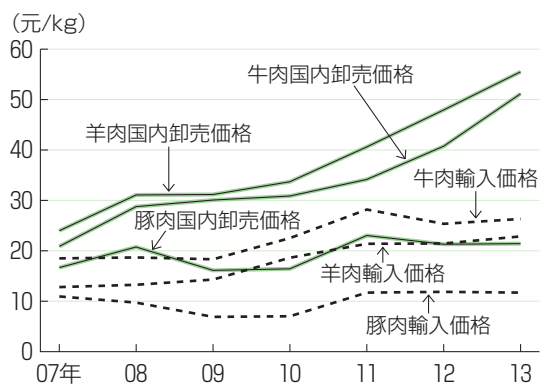
牛肉と羊肉の需要増加は、豚肉に比べて脂肪分が少なくタンパク質やミネラルが多いという栄養バランスに加え、「牛と羊の主なエサは自然に生育した牧草」といったイメージがあり、より安全な食肉という認識が中国人に共有されているからでもある。

(5) 拡大し続けた食肉生産

一方、純輸入は近年急増しているといっ^(注3)ても、消費量が巨大なため、食肉の自給率は、98.3%（13年）と依然として高い。つまり、中国は食肉消費の増加に対してこれまで基本的に国内増産で対応できてきたわけである。中国の食肉生産量の統計は、正確性の向上等により96年に大幅な調整があり、それ以前との連続性が欠けるため、96年以降のデータで分析したい。

食肉総生産量は、96年の4,584万トンから13年の8,535万トンへと86.2%増加し、年間平均伸び率は3.7%であった（第2表）。種類別にみると、期間中の年間平均伸び率は、豚肉3.3%、牛肉3.8%、羊肉4.9%、家禽及びその他肉（以下「家禽肉他」という）4.8%と、豚肉の伸び率が最も低かった。その結果、豚肉は依然として最も消費の多い食肉であるが、そのシェアは96年の68.9%から13年

第3図 中国国内食肉価格と輸入価格の比較



資料 国内卸売価格は商務部による(CEIC DATA)。輸入価格は税関統計(Comtrade)の輸入量と輸入額により筆者作成

第2表 中国の食肉生産量

(単位 万トン, %)

		計	豚肉	牛肉	羊肉	家禽肉 他
食肉 生産 量	96年	4,584	3,158	356	181	889
	00	6,014	3,966	513	264	1,271
	05	6,939	4,555	568	350	1,465
	10	7,926	5,071	653	399	1,803
	13	8,535	5,493	673	408	1,961
割合	96	100.0	68.9	7.8	3.9	19.4
	05	100.0	65.6	8.2	5.0	21.1
	13	100.0	64.4	7.9	4.8	23.0
年間平均伸び率 (96～13年)		3.7	3.3	3.8	4.9	4.8

資料 第1図に同じ

の64.4%へと4.5ポイント低下した。それに対して、家禽肉他は19.4%から23.0%へと3.6ポイント増え、牛肉は8%前後のシェアで安定しており、羊肉は3.9%から4.8%へ微増した。中国の食肉生産の急増ぶりは世界に占める比率からみても明らかであり、FAOの統計によると、中国が世界の食肉生産に占める割合は、96年の15.7%から13年の26.5%へと10.8ポイント拡大した。豚肉では中国は世界の45%を生産している。中国は限られた資源の中で十分に食肉の増産を果たしてきたと言えよう。

(注3) 生産量/(生産量+純輸入量)
×100

(6) 食肉需要は今後どこ まで増えるか

それでは、今後はどうなるであろうか。23年の食肉生産と需要について、中国国務院発展研究センター(DRC)とOECD-FAOの予測を比較しながら紹介したい。なお、食肉生産量と需要量および過不足量について、DRC

は豚肉、牛肉、羊肉と家禽肉という4大食肉のほかに「その他肉」が含まれているが、OECD-FAOには「その他肉」は含まれない。ただし、「その他肉」が食肉生産量に占める比率は1.9%(13年)とわずかであるため、無視しうる量である。

まず、23年の食肉生産量について、DRCは9,885万トン、OECD-FAOは9,615万トンと予測しており、両者の差は270万トンに過ぎない(第3、4表)。23年への増産ペースでは、DRCは年間平均1.5%、OECD-FAOは1.4%の増産となっている。

種類別でみると、DRCは年間平均伸び率を豚肉1.0%、牛肉0.4%、羊肉1.7%、家禽肉他3.1%と予測する一方、OECD-FAOは、豚肉1.0%、牛肉1.4%、羊肉2.3%、家禽肉2.2%としている。両者の違いはOECD-FAOが牛肉で1ポイント、羊肉で0.6ポイント増産ペースを高くみている一方、家禽肉についてはDRCの方が0.9ポイント高い予測をし

第3表 国務院発展研究センターの中国2023年の食肉生産と需要に関する予測

(単位 千トン, %)

		13年実績	23年予測	13～23年間 増加量	13～23年間 平均増加率
生産 量	肉類計(a)	85,350	98,850	13,500	1.5
	豚肉	54,930	60,440	5,510	1.0
	牛肉	6,732	6,980	248	0.4
	羊肉	4,081	4,850	769	1.7
	家禽肉他	19,607	26,580	6,973	3.1
需要 量	肉類計(b)	86,785	113,710	26,925	2.7
	豚牛羊	66,798	82,020	15,222	2.1
	家禽肉	18,361	28,070	9,709	4.3
	その他	1,627	3,610	1,983	8.3
1人当たり食肉需要 (kg/年)		61.3	77.0	16	2.3
国内供給不足量(a-b)		△1,435	△14,860	△13,425	26.3
	豚牛羊	△10,054	△9,750	△8,696	24.9
	家禽肉他	△381	△5,100	△4,719	29.6

資料 中国国務院発展研究センター『中国経済成長十年展望(2014-2023)』

(注) 「国内供給不足量」の増加量のマイナス(△)は不足量が拡大したことを表す。

第4表 OECD-FAOの中国2023年の食肉生産と需要に関する予測

(単位 千トン, %)					
		13年実績	23年予測	13～23年間 増加量	13～23年間 平均増加率
生産量	計(a)	83,724	96,147	12,424	1.4
	牛肉	6,732	7,774	1,042	1.4
	豚肉	54,930	60,856	5,926	1.0
	家禽肉	17,980	22,385	4,405	2.2
	羊肉	4,081	5,132	1,051	2.3
消費量	計(b)	85,159	98,453	13,295	1.5
	牛肉	7,020	8,501	1,480	1.9
	豚肉	55,440	61,870	6,430	1.1
	家禽肉	18,361	22,595	4,234	2.1
	羊肉	4,337	5,488	1,151	2.4
1人当たり食肉需要 (kg/年)		60.1	66.7	6.6	1.0
国内供給不足量(a-b)		△1,435	△2,306	△871	4.9
	牛肉	△288	△726	△438	9.7
	豚肉	△510	△1,014	△504	7.1
	家禽肉	△381	△210	171	△5.8
	羊肉	△256	△356	△100	3.4

資料 OECD-FAO Agricultural Outlook 2014-2023

(注) 1 牛肉、豚肉と羊肉はともに枝肉重量、家禽肉は中抜き丸鶏重量となる。

2 「国内供給不足量」の増加量のマイナス(△)は不足量が拡大したことを表す。

ている。微妙な差ではあるが、DRCは少ない飼料で増産可能な家禽肉の増産を高めに見積もる、という結果になっており、政策的な意図が透けてみえる。

13年から23年にかけて増加する食肉生産量を、牛肉10kg、豚肉3.5kg、家禽肉2kg、羊肉6kgという飼料効率で必要な飼料の量に換算すると、合計でDRCの予測では食肉は1,350万トンの増産で飼料は4,032万トンの需要増になり、OECD-FAOの食肉は1,242万トンの増産で飼料は4,628万トンの需要増になる。飼料の需要増を国内の増産で賄いきれないとすると、輸入に依存することになる。

一方、23年の食肉需要予測は、DRCは1億1,371万トン、OECD-FAOは9,845万トンとなっており、両者の間に1,526万トンの差が

ある。23年の需要量は13年に比べて、DRCは2,692万トンと年間平均2.7%の拡大、OECD-FAOは1,329万トンと年間平均1.5%の拡大と、両者の間に1.2ポイントの差が出ている。

その結果、上記の生産と需要を差し引いた23年の国内供給不足量は、DRCの場合、1,486万トンとなる。この不足量が純輸入量になるため、中国の食肉輸入は大きく拡大することとなる。世界の食肉（豚、牛、羊、家禽）輸出量は4,381万トン（11年）で、DRC予測の国内供給不足量（1,486万トン）はその33.9%にもあたり、市場に大きな影響を及ぼす可能性がある。一方、OECD-FAO予測の23年の国内供給不足量は231万トンであり、DRCの予測に比べて大幅に少ない。

上記の需要予測量をFAOの人口予測データを1人当たり食肉需要量で計算すると、DRCの予測では、23年に77kgと台湾の11年の水準79.5kgに近く、OECD-FAOの予測では66.7kgとなっている。

両者の予測の差は、前提となる成長率の違いによるものであり、DRCは6.5%、OECD-FAOは6%程度の成長率を見込んでいる。より高いDRC予測は所得分配の改善によって農村住民の所得が上昇し、食肉需要の増加が起きるとみているためである。

2 積極的な輸入拡大へ 転換した背景

(1) 資源と環境負荷の限界

食肉の新規需要増の相当部分を輸入に依存するという政策への転換の背景には、中国農業が置かれている資源と生態環境の危機的状況がある。

14年2月の論稿で触れたように、中国は巨大な人口を養うために平地や丘陵地帯だけではなく、一部の山林や湿地、草原、水源地まで開拓してきた。過度の農地開拓によって、森林や草原の減少、表土流失や砂漠化の拡大、干ばつと局地洪水の頻発など、生態環境は大きく破壊された。生態環境を回復するため不適な開墾地を森林、草原、湿地に戻す試みが98年の長江大洪水の発生をきっかけに99年から始まり、927万haが森林や草地に戻った^(注4)。これは全国の耕地面積の6.8%、日本の耕地面積の2倍以上にあたる。

さらに、「新たな退耕還林還草の総体方案」が14年に国務院で決定され、実施されている^(注5)。20年までに新たに4,240万ムー（282.7万ha）の山間地や砂漠化が進む耕地を森林や草地に戻す計画であり、14年から実施されている。

農地の劣化と環境汚染も深刻化している。中国の多毛化指数は依然として120%もあり、農地は地力回復の休耕が行われずに使われ続けてきた。さらに増産だけを求めて大量の化学肥料や農薬が使われ、単位面積

施肥量は米国の3.5倍から4.6倍に達している。

劣化した農地は全体の40%以上に上っている（OECD-FAO（2014））。化学肥料や農薬の大量使用は河川や地下水の汚染等をもたらし、10年に完成した中国最初の全国汚染源調査結果によると中国の土地や水に排出された窒素の57%、リンの67%は農業によることが明らかになった。畜産も近年まで増産と利益最大化のため糞尿処理がおろそかにされていたため、河川や地下水の汚染につながった。国土面積の4割程度にあたる4億haの草原が中国最大の生態系であるが、過度な放牧等によって草の減少等退化の傾向が出ており、そのうち30%程度が砂漠化か不毛地化されつつある^(注6)。

14年末の農業政策を決める最高会議である中央農村工作会議は、「今後、中国農業は過剰な農薬、肥料の使用を減らし、資源・環境の受容能力を超えた生産を徐々に減らして損害を被った生態環境の修復作業を促進し、持続可能な近代農業の道を歩む」と表明した^(注7)。

畜産関連では糞尿処理の厳格化が求められるとともに、さらに養豚場、養鶏場の立地も問題になっている。都市化の進行と市民の住環境への意識向上で人口の多い沿海部や都市近郊では食肉生産は困難になりつつあり、全体として食肉生産のコストを押し上げている。全体的にみれば、国産食肉の価格競争力が弱いというのに、中国にとって生態系の回復や都市住民との共存のために、食肉輸入はもはや避けられなくなっている。

(注4)「新たな退耕還林還草の実施について国家発展改革委員会関係責任者の記者インタビュー」
新華通信社北京14年9月27日付

(注5)「新一輪退耕還林啓動」中国緑色時報14年10月21日付

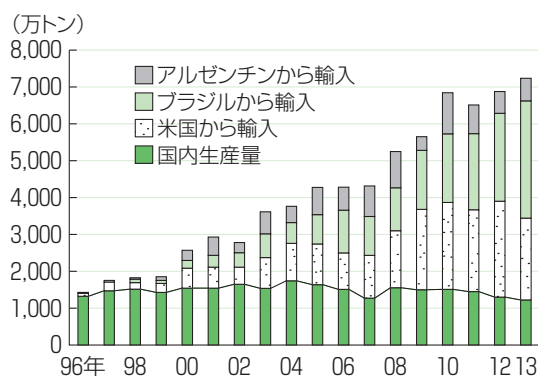
(注6)「草原退化問題得到官方印証」第一財經日報
10年12月15日付

(注7)「中央農村工作会議在京举行」新華通信社北京14年12月23日付

(2) 大豆輸入急増への反応

一方、こうした政策転換は大豆の輸入急増の歴史的経験を抜きにしては語れない。90年代に中国では食用油需要が伸び始め、原料の大豆を国産では賄えなくなって96年に大豆輸入を自主的に自由化した。そのため、WTO加盟交渉時に大豆はコメや小麦、トウモロコシと同様に関税割当制度と二次関税率が採用できず、3%の低い関税率だけでほぼ無保護の状態になった。その結果、大豆の純輸入量は96年の92万トンから00年1,021万トン、07年3,036万トン、13年6,317万トンと急激に増大した(第4図)。これは、一国が輸入する穀物単品としては世界最大であり、その増加ペースは17年間で70倍と驚異的なものであった。

第4図 中国の大豆生産量と主要国からの輸入量



資料 『中国農村統計年鑑』, Comtrade

大豆はコメ、小麦、トウモロコシと同様に中国の食料安保にかかわる4大穀物であり、自給率の急低下は大きな衝撃となった。特に、大豆輸入が米欧の穀物メジャーと日本の商社にほぼ全面的に依存していることは中国の食料安全保障の脅威であるという声が高まった。実際、04年に国内の搾油業者の多くが大豆相場の変動で大きな損失を出して経営破綻し、穀物メジャーを主とする外資に経営権を奪われるケースが続出したこともあって、輸入拡大への反対論は勢いがあった。^(注8) 輸入拡大により国内大豆価格の上昇が抑えられ、大豆農家は収入増の機会を奪われたとの見方もあった。^(注9) こうした状況にもかかわらず、中国政府は輸入規制などの保護的措置を取らなかったのである。

(注8) 李鵬「中国大豆為何会輸」北京科技報11年1月12日付、王紹光(2013)「大豆的故事—資本如何危及人類安全」『開放時代』3月号

(注9) 嚴海蓉、陳義媛「从大豆危機看食物主權」『南風窓』13年9月9日

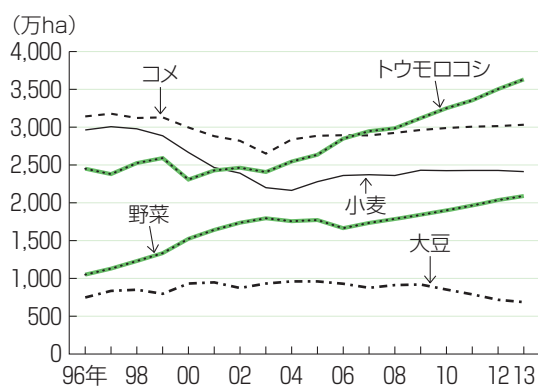
(3) 大豆輸入により代替された耕地面積

大豆輸入の拡大を容認した最大の理由は、大豆の増産に回せる耕地がもはやなかったことである。大豆輸入量を単収で割って作付面積換算すると、07年に2,000万haを超え、12年に3,200万haと日本の耕地面積の7倍、中国の農産物作付総面積の19.6%にも相当する。大豆の単収はコメと小麦の4割未満、トウモロコシの3分の1と非常に低く、この4大基礎穀物の中で土地生産性の最も低い穀物である。大豆の輸入は耕地利用の最適化であり、中国にとって不足する「農地

の輸入」といってもよい効果をもたらしたのである。実際「大豆の輸入増により節約された耕地と輸入した安い大豆原料により、中国農業はより労働集約的、高付加価値分野への転換を加速できた」と中国農政の司令塔である陳錫文氏は指摘している。^(注10)

大豆生産に比べて、労働集約的で、付加価値も収益性も高い野菜の作付面積は、96年の1,049万haから13年の2,090万haへと約2倍に増えた(第5図)。また、大豆とトウモロコシとは作付けにおいて代替関係にあり、飼料穀物の需要が大幅に増加するなかで大豆の輸入にもよってトウモロコシの作付面積は96年の2万4,498haから13年の3万6,318haへと48.3%も拡大した。これによって中国の食糧生産量は03年以降、連続して10年以上も増加してきたのである。また大豆の搾り粕は重要なタンパク質の飼料原料になり、大豆の大量輸入は搾油だけでなく、飼料原料の面でも中国にとって有利であった。先に触れた中国の食肉生産量の急拡大は大豆の絞り粕という新たな飼料原料によっても支えられている。

第5図 中国の農産物作付面積



資料 『中国農村統計年鑑』

農業生産額の内訳をみると、水田と畑作からなる耕種農業の生産額は96年の1兆3,540万元から12年の4兆6,940億元へと3.5倍に増え、畜産の生産額はさらに同期間に6,016億元から2兆7,189億元へと4.5倍に増大した。また、耕種農業の生産額を100とした場合、03～12年の間で穀物の比率は55.0%から46.3%に低下する一方で、高収入の野菜園芸の比率が31.8%から34.6%へ、果物・ナッツ類の比率が11.5%から17.0%へとそれぞれ上昇した。中国の農業は高度化、高付加価値化を進めているのである(阮(2014b))。

(注10) 国務院新聞弁公室記者会見12年2月2日

(4) WTO加盟の影響に関する認識の変化

このように中国では安価な大豆の輸入が急増したが、中国国内の大豆作付面積と生産量は近年まで減少しなかった。国内の大豆生産を維持しながら、新規需要の部分のみを輸入に頼ったことは、国内の大豆農家などからの反発を緩和する最大の要因となった。国内の大豆生産が維持されたのは国内農業保護も同時に行ったためであり、これはWTO加盟と強くかかわっている。

01年の中国のWTO加盟は輸出型製造業のために農業を犠牲にした面もあり、農産物輸入で厳しい条件が課せられた。経営規模や生産技術、農業機械等ほぼすべての面において、中国の農業は米国やオーストラリア等先進国はもちろんブラジル等新興国に比べても、競争力ははるかに劣っている。にもかかわらず、WTO加盟によって中国の

農産物の平均関税率は15.2%になり、この保護水準は世界平均の4分の1になった。

そこで、農家の生産意欲を維持するために、中国は04年から二千年以上にわたって継続されてきた農業税を漸次廃止するとともに、生産農家への直接支払、保護価格による穀物の買い付け、優良品種や化学肥料、農業機械等生産にかかわる各種資材の価格補てん、灌漑など農業インフラへの投資増加など、農業支援を本格化した。振り返ってみると、WTOなど外圧による市場開放は当初痛みを伴ったが、農政を搾取から保護へと転換させるきっかけになったのである。その結果、中国の農家の所得はWTO加盟後、むしろ向上し、競争力も高まった。

付言すれば、WTO加盟と02年に妥結した中国-ASEANのFTA枠組み協定の下での関税引下げの早期実施（アーリーハーベスト）等も加わり、安価な輸入農産物が国内に流入したことで国内の食料価格は07年まで基本的に安価に維持され、供給も安定していた。中国で食品が比較的安く保たれたことで、製造業の低賃金労働が維持され、「世界の工場」としての中国の競争力の支えになったといえる。農業はグローバル化の被害者となることが多いが、中国の場合には保護政策の引き金となって、グローバル化の被害を上回る受益者にもなりうるということを中国指導部は認識した。もちろん、こうした変化は十数年間の内外での政治的なせめぎ合い、戦略の模索と試行錯誤を経て初めて得たものである。

3 中国食料企業の海外展開

(1) 過度な外資依存への危機感

中国農業のグローバル化には、穀物や食肉の輸入量拡大だけではなく、食料企業の海外展開が必要になっている。輸入を持続的に確保するためには担い手となる企業が海外に基盤を持つ必要があるからである。

中国は13年において大豆6,317万トンを入力し、それにコメ、小麦、トウモロコシを加えると7,719万トンと世界最大の巨大な穀物輸入国となった。しかし、穀物輸入は基本的には、米欧の穀物メジャーや日本の商社などに担われ、中国企業は海外での調達プロセスに参入できておらず、中国の港湾に到着して以降の関与だけである。同じように食料の大輸入国である日本は、全農や丸紅、三菱商事などが米国、ブラジルなどで農産物の買い付けからバージやトラックなど輸送手段、サイロなどの貯蔵施設、輸出港湾、さらに中間加工まで所有または資本参加し、日本への輸入システムに深く関与している。それに対し、中国企業でそうした機能、能力を持つ企業は皆無の状況であり、このことが中国政府にとって懸念材料となっている。

(2) 先進国の企業をモデルに

中国企業は今世紀に入って海外投資を模索してきた。穀物価格高騰の状況から当初、海外で農地を取得や借入し、現地で生産し、中国に輸入または国際市場での販売という

方法を模索したが、大半は失敗した。逆に、農地取得のみを捉えられ「ランドラッシュ」などと批判され、中国食料企業の海外投資への警戒心を高めるだけで終わった。

11年11月にブラジルのセラードエリアにあるBahia州へ調査に行った際に、中国重慶食糧集団が現地を始めようとしていた20万haの借地での大豆生産と大型の大豆搾油工場建設等、総額20億ドル以上の投資プロジェクトについて、現地のカーギル社の責任者にヒアリングしたところ、現地の法律など各種投資環境や労働条件、既存の搾油企業の搾油能力や大豆生産能力などから総合的に判断すると可能性の低い投資計画というしかないとのコメントが記憶に新しい。このプロジェクトは14年になっても全く進展がなく、カーギル関係者の予想通りになっている。

この時期は中国政府も海外農業投資について情報も少なく、明確な方向性を持たないままの試行錯誤の時期に過ぎなかったのである。

こうした失敗を経て、最近の中国の海外農業投資は、穀物メジャーや日本の商社等をモデルにして、生産分野ではなく、港湾や貯蔵、輸送等流通分野、加工等へ集中するようになっている。中国農業部傘下の農村経済研究所は、農業企業の海外投資についての調査を実施し、「農業の海外投資の加速」という報告書を12年にまとめた（宋洪遠ほか（2012））。そのなかで「中国農業の海外投資は先進国の経験に学び、流通と加工分野に伸ばすべきである」と明確に打ち出

している。

中国政府は2014年に「農業の海外投資戦略の実行を加速し、国際競争力のある穀物や綿花、植物油等を取り扱う大型企業を育成する」と、改めて農業・食料企業の積極的な海外展開を促した。^(注11)

（注11）「關於全面深化農村改革加快推進農業現代化的若干意見」新華通信社北京14年1月19日付。俗称「2014年の1号文件」である。中国の政策は「文件」の形で公布されているが、その年に最初に出す政策は「1号文件」と呼ばれ、重要視されている意味で使われている。

（3）海外展開に動き出した中国食品 関連企業

中国食品関連企業の海外展開の代表例は、世界最大の穀物輸入会社でもある中糧集団（COFCO）のM&Aである。COFCOは従来、穀物の輸出入と国内の物流、販売に集中し、調達カーギル等穀物メジャーや日本の商社等に全面的に依存していた。そうした状況に危機感を持った寧高寧・董事長は「世界水準の一貫したサプライチェーンを持つ穀物食品企業を目指す」という戦略目標を掲げ、14年2月、オランダに本社のあるNidera社の買収に踏み切り、約12億ドルで同社の51%の株式を取得した。^(注12) Nidera社はアルゼンチンやブラジル、ロシア、インドネシアで穀物貿易を展開する伝統企業であり、特に、アルゼンチンやブラジルでは多くの倉庫等物流施設を持ち、現地の農業協同組合とも良好な関係を築いており、南米で買い付けする穀物は1,100万トン（12年）に達している。

さらにCOFCOは、14年4月、香港系でシ

ンガポールに上場しているNoble Group Ltd.社の農業部門の51%の株式を15億ドル^(注13)で取得した。Nobleの農業部門はアルゼンチンやブラジル、ウラグアイ、ウクライナ、南アフリカで物流等施設を保有するなどカーギル、ブンゲなど穀物メジャーに次ぐ世界の中堅穀物貿易企業であり、その買収はCOFCOの海外事業を一気に拡充することになった。

もう一つ、食品関連企業のM&Aで世界的にも大きな関心を呼んだのは、13年に河南省に本拠を置く中国の食肉大手、双匯国際による米食肉加工大手、世界最大規模のSmithfield Foodsの買収である^(注14)。このM&AはSmithfieldの抱える負債も含めれば総額71億ドルに上り、中国企業の海外M&Aでは過去最大級となった。双匯国際の狙いは、米国からの直接の食肉供給に加え、加工技術や同社の持つブランド力にある。中国政府が呼びかけている一段の市場開放により国内市場での競争がより激しくなると予想されるなか、その競争に勝ち抜くために、双匯国際は米国のトップブランドの信用力と原料供給力の買収にかけたとも言えよう。一方、Smithfield自身も米国の食肉市場の成熟化のなかで中国という巨大市場への参入は大きな魅力となる。こうした実例を含め、13年には中国大陆と香港に上場する中国企業の海外農業、食品及び飲料業界への投資金額は総額123億ドルに達し、空前の活況となっている。

カーギルの副社長Paul Conway氏は、こうした動きについて「こうした中国企業に

よるM&Aがもっと早く起きなかったことの方が驚きだ」と述べ、「中国は今後、もっと大幅に国際農産物システムに入り込むであろう^(注15)」と予測している。

問題はグローバルな経験の薄い中国企業が外国企業をうまく経営できるかという点である。02年のレノボの米IBMパソコン事業の買収に始まった中国企業の大規模M&Aは、経営の失敗によって期待した成果を得ていないケースが大半である。米欧の穀物メジャーや日本の商社等は、競争の激しいグローバル市場のなかで数十年か百年単位の成功と失敗を繰り返して、競争と協力の関係を築いてきた。こうした強い競争相手のいる市場で、買収した企業を持続的に成長させ、中国の食料調達を担保できるかは、企業の経営力そのものであり、グローバルに通用する食料分野の経営者の育成が必要だろう。

(注12)「中糧收購貿易商Nidera」ロイター北京14年2月28日付

(注13) Bloomberg, April 2, 2014, "Cofco Buys Noble Agri Unit Stake as China Seeks Food Supply"

(注14) Reuters, Sep 24, 2013, "Smithfield shareholders OK sale to China's Shuanghui"

(注15) Bloomberg, May 30, 2014, "Food Replacing Oil as China M&A Target of Choice: Commodities"

世界の食料市場安定化に 果たす中国の役割

中国が大豆に加え、トウモロコシや食肉も輸入に依存していく政策に転換していく際に最も警戒しているのは、世界全体とし

て今後、穀物や食肉の生産量が拡大可能かである。もし増産できずに中国の輸入がグローバル市場を混乱させれば、食料の安全保障は達成できないだけでなく、同じく食料を輸入に頼っている他の国から対中警戒論が出かねない。

短期間に急増した中国の大豆輸入が大きな混乱を招かなかったのは、中国の需要動向などの情報が穀物メジャーや海外の農家などに共有され、特に中国が確実に購入することは価格を下支えあるいは底上げし、これによって生産者が安定的な増産に取り組めるとともに、集荷や輸出などのインフラ整備への投資を安定的に進められたからである。

今後、中国政府は、輸入増加の可能性のあるものなど、積極的な情報の公開を通して市場や生産者との対話、協調を図っていくべきであろう。さらに中国企業がリスクをとって、海外での集荷、加工、貯蔵、物流、輸出などのプロセスに深く関与することによって、中国企業の存在感が増し、中国の食料の安全保障はより担保されていくであろう。安全保障が最も敏感に意識されるエネルギー分野をみれば、米、英、オランダ、フランスなど強い石油会社を持つ国ほど安全保障が確立されている。日本も海外でのいわゆる「日の丸原油」を増やすことで、石油調達の安定性を高めてきた。

国連の人口予測によると、世界の人口は30年に84億人と13年に比べて12億人以上も増加し、50年には95億人に達するといわれる。世界はこれからも穀物等の着実な増産を図らなければならない。そのなかで、最大の人口大国である中国が国内生産と輸入のベストミックスによる食料安全保障体制を確立すれば、世界の食料市場、食料貿易の安定性が増し、そのメリットは日本を含め世界が享受できると言えよう。

<参考文献>

- ・仇煥広、陳瑞剣ほか(2013)「中国農業企業「走出去」の現状、問題と対策」『農村経済問題』11月号
- ・黄宗智、高原(2014)「大豆生産と進口的経済邏輯」『開放時代』1月号
http://wen.org.cn/modules/article/view_article.php/4045
- ・国務院発展研究センター「中長期成長」課題組(2014)『中国経済成長10年展望2014-2023』, 中信出版社
- ・宋洪遠、徐雪、翟雪玲、王莉、徐雪高、夏海龍(2012)「拡大農業対外投資 加快実施「走出去」戰略」『農村経済問題』7月号
- ・楊樹果、何秀栄(2014)「中国大豆産業状況と観点思考」『農村経済問題』4月号
- ・阮蔚(2014a)「中国における食糧安全保障戦略の転換」『農林金融』2月号
- ・阮蔚(2014b)「農地集約で穀物自給を目指す中国」『農林金融』8月号
- ・OECD-FAO(2014) "Agricultural Outlook 2014-2023", OECD publishing
<http://www.oecd.org/site/oecd-faoagriculturaloutlook/publication.htm>

(ルアン ウエイ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2014

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2014年12月





アル lind クーニャ,
アラン スウィンバンク 著
市田知子・和泉真理・
平澤明彦 訳

『EU共通農業政策 改革の内幕』

本書はEUの共通農業政策（CAP）の改革を、1992年マクシャリー改革、1999年アジェンダ2000改革、2003年フィシュラー改革という3つの改革、さらには2008年のヘルス・チェックにいたるプロセスを1つの道筋として描き出したものである。そこでは、リスボン条約発効前の状態ではあるが、CAP改革を理解するために必要なEUの政策機構が簡潔かつ的確にまとめられた後、3つの主要な改革を具体的な事例として、改革を進めた要因—これが「内幕」ということになる—が政策機構に関連づけられながら明らかにされている。この具体的な事例の分析がEUの政策機構の理解を深め、さらに改革に関与した主要な意思決定者を対象としたデルファイ調査によって、その理解が一層深まるという構成になっている点も本書の優れた点である。そうした構成上の工夫については、実際に本書を手にとって読んでいただかないと分かってもらえないかもしれない。ここでは1人でも多くの方に本書に関心を持っていただけるよう、評者がポイントと感じた点に絞って、問題提起を行うかたちで記すことにしたい。

CAP改革にとって最も重要な役割を果たすのは、改革の原案を提出する欧州委員会の農業担当委員である。当初案でどのような改革の方向が打ち出されるのか、どのよ

うなアジェンダが設定されるのが改革の方向を決定づけることになる。このことは、CAP改革の手の内はあらかじめ外部にさらされていることを意味しており、そこにEUの出方を読み取ることができるのではないだろうか。

このCAP改革の推進力は、内的な要因としては財政削減圧力であり、EUの東方拡大である。当初は、価格支持政策の下で膨れ上がるCAP予算にいかんにして歯止めをかけるかが課題とされていたが、現在は、直接支払いの新規加盟国への拡大・適用に関わる問題となっている。価格引き下げに対する補償支払いとしてスタートした直接支払いは、改革の度にその補償水準は引き下げられ、デカップリング（生産との切り離し）が深化している。これが進むと旧加盟国と新規加盟国との間で面積当たりの支払い単価に大きな格差がある現状は説明がつかなくなってしまう。しかし、旧加盟国並みに支払い単価を統一すれば、CAP予算は大きく膨れ上がってしまう。そもそもアジェンダ2000改革当時の「欧州委員会の農業戦略文書は『中東欧諸国に対して“補償”支払いを行う根拠はないという認識』（146頁）だったのである。この「とても難しいジレンマ」をEUの直接支払いは現在も抱えている。

CAP改革にとって決定的なのは、国際交渉圧力という外的な要因であった。マクシャリー改革は、GATT・ウルグアイ・ラウンドがその背景にあったし、フィシュラー改革もWTO・ドーハ・ラウンドを控えての改革であった（205頁、表8-6）。そして、CAPは1992年以降、ある目的—それは「CAPはそれ自体が存続するために改革された」のであり、「欧州農業者に対する全体の助成

水準が削減されないようにし、かつWTOにおいて攻撃できないようにする」(188頁)ことを掲げて改革の軌道の上を走っている。補償支払い→直接支払い→デカップリングの貫徹が1つの方向であり、農業経営間の補助金交付の不平等解消のためのモジュレーション(農家段階における直接支払いの減額)の拡大と、それを財源とする農村振興政策の拡充がもう1つの方向である。この改革の推進によって「古い」CAPの遺産を可能な限り守り続けようとしているようにもみえてくる。

CAP改革のアクターであるEU加盟国の立場が明確に描かれている点も本書の魅力である。CAP改革に対する各国の立場は基本的には変化していないように思われる。マクシャリー改革の当初案からの譲歩は、「フランスにとっては競争的な穀物価格政策であり、ドイツとその他の国にとっては価格切り下げ(と休耕)への完全な補償であり、英国と他の数か国にとっては提案されたモジュレーションの緩和であり、オランダ、デンマーク、英国その他の国にとっては農業(予算の)ガイドラインが改革の結果として増額されないという保証であり、イタリア、スペイン、ギリシアにとっては牛乳生産枠の拡大であり、そしてポルトガルにとっては基準単収についての譲歩」(118～119頁)であった。

これを評者なりにデフォルメして解釈すると次のようになる。フランスは小規模生産者、特に畜産部門を重視することがあるようで、マクシャリー改革の際は「穀物の価格引き下げは家畜飼料用の穀物代替品に取って代わるために重要」(117頁)だとしていた。ドイツは直接支払いよりも安上がり

な生産調整による価格支持を好むことから分かるように、CAP予算の抑止を重視しており、アジェンダ2000改革では共同財政支出を提案して激しい反対に遭っている。この共同財政支出は、EUからの予算と加盟国の予算を合わせて直接支払いを実施するという構想であり、フランス等からは到底受け入れられるものではなかったが、農村振興政策において採用されている。これはCAPの再国別化(EU共通の施策を縮減)の推進要因となった。また、旧東独の大規模農場を抱えているドイツは英国と同様、モジュレーションや直接支払いの上限額設定には反対である。英国はドイツ以上にCAP予算の削減に積極的であり、EUに対して支払っている無駄なお金を取り戻したいと考えている(サッチャーはフォンテンブローの合意でEUへの拠出金の払い戻しを獲得した)。ミルククォーター制度を巡る問題をみると、どうやらスペインと比べてもイタリアは信用できない交渉相手のようだ。

こうした各加盟国のスタンスは2013年改革でも変わらなかったかどうか。その検証が宿題として残されている。

完全に書評の範疇から逸脱してしまったが、それだけ刺激にあふれる内容だということでご理解を願いたい。CAP改革だけでなくCAPそれ自体を理解するために、本書は不可欠なものであることは間違いない。このような貴重な文献を誰にでも読めるかたちで翻訳していただいた3人の訳者の方々に感謝したいと思う。

——農林統計出版 2014年11月

定価3,500円(税別) 288頁——

(東京大学大学院 農学生命科学研究科

准教授 安藤光義・あんどう みつよし)



2012年度における農協の経営動向

主任研究員 尾高恵美

はじめに

本稿では2012年度の農協の経営動向について報告する。使用するデータは農林水産省「総合農協統計表」である。集計対象は信用事業を営む総合農協（以下「農協」という）で、12事業年度（以下「年度」という）は717組合の集計値である。集計期間は、12年4月1日から13年3月31日までの間に終了した事業年度である。

1 経営環境 ——大規模な金融緩和開始が 農協経営にも影響——

まず、12年度の農協経営に大きな影響を与えた外部環境について整理する。

アベノミクスは農協経営にも大きな影響を与えた。12年12月の衆議院議員選挙で自民党が勝利し、政権交代により第2次安倍内閣が発足した。13年1月以降、安倍内閣の経済政策を受けて、日銀は大胆な金融緩和への取組みを開始した。この結果、長期金利の指標となる新発10年国債利回りは低下し、住宅ローンや地方公共団体向け貸付等における他業態との競争激化とあいまっ

て、貸出金利は一段と低下した。このため、農協信用事業の資金運用収支は減少した。

また、飼料や重油の価格は11年度に前年比で大幅に上昇したが、12年度も高い水準で推移し、農協の生産資材購買事業の利用高を押し上げた。とくに飼料価格は、12年7月に、トウモロコシの国際価格（月平均）が1トン当たり332.95ドルと過去最高を記録したため、上昇した。なお、長期金利の低下とともに円安が進んだが、本格的に生産資材価格に影響が出たのは13年4月以降である。

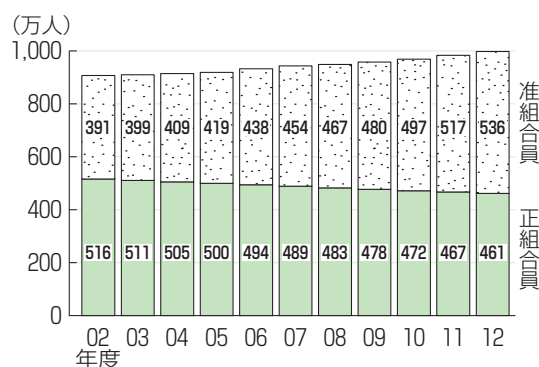
一方、12年の主な農産物価格をみると、畜産物は前年比1.0%低下したものの、米が19.1%上昇し、農協の販売・取扱高の増加につながった。

2 組合員、出資金、役職員の動向 ——女性の存在感増す——

次に、農協組織の核である組合員、出資金と役職員の動向を概観する。

12年度の組合員数は998万人で、前年比1.5%増加した。内訳をみると、正組合員数は1.2%減少し461万人に、准組合員数は3.8%増加し536万人となった（第1図）。09年度

第1図 正組員と准組員の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」
(注) 正・准組員とも「団体」を含む。

以降、准組員が正組員を上回る状況が続いている。また、個人正組員に占める女性正組員の割合は19.9%となり、02年度の15.2%に比べて4.7ポイント上昇した。

資本金についてみると、12年度の組員資本は5.9兆円であり、このうち出資金(回転出資金を含む)は1.6兆円を占めている。前者は前年比1,435億円増加したものの、後者は19億円減少しており、近年、内部留保によって組員資本を增強する動きが強まっている。

12年度の常勤と非常勤を合わせた役員数は1万8,910人で前年比80人減少したが、女性役員数は147人増加した。12年度における女性役員の割合は5.3%となり、02年度の1.0%から4.3ポイント上昇した。前述した正組員における女性の割合が上昇したと連動している。

常勤職員数は21万2千人で、前年比1.9%減少した。常勤職員に占める女性の割合は、02年度の36.9%から12年の37.4%へと0.5ポイント上昇した。

3 主要事業の利用高

(1) 信用事業

—貸出金残高の減少幅拡大—

12年度の貯金の月末平均残高(以下「平残」という)は前年比増加したものの、貸出金平残は前年度を下回った(第1表)。

貯金平残は89.5兆円で、前年比1.9%増となり、11年度の2.6%には及ばないものの高い伸び率となった。このうち被災3県の寄与度は11年度の0.5ポイントから0.2ポイントへと低下した。

一方、貸出金平残は23.1兆円、前年比△1.7%となり、11年度の△1.3%に比べてマイナス幅が拡大した。地方銀行等他行との競争によって、地方公共団体と地方公社向け貸付が減少し、住宅ローンも伸び悩んだことが主因である。

(2) 共済事業

—長期共済の減少続く—

12年度末の長期共済保有契約高は297.3兆円で、新契約高の伸び悩みにより、前年比2.1%の減少となった(第1表)。内訳をみると、建物更生共済は前年比0.6%の減少にとどまったが、生命総合共済が同3.5%減少したことが響いた。

(3) 農業関連事業

—米販売・取扱高が増加—

12年度の農産物販売・取扱高は4.3兆円、前年比2.5%増と近年にない高い伸び率と

第1表 事業利用高の推移

(単位 10億円, %)

		実額						前年比増加率					
		11 年度	被災 3県	被災 3県以外	12	被災 3県	被災 3県以外	11	被災 3県	被災 3県以外	12	被災 3県	被災 3県以外
信用事業	貯金残高 (月末平均残高)	87,774	3,546	84,228	89,471	3,753	85,718	2.6	13.1	2.2	1.9	5.8	1.8
	貸出金残高 (月末平均残高)	23,508	981	22,527	23,108	931	22,177	△1.3	△6.1	△1.0	△1.7	△5.1	△1.6
共済事業	長期共済保有契約高	303,731	19,307	284,424	297,330	19,050	278,280	△2.4	△3.2	△2.3	△2.1	△1.3	△2.2
	うち生命総合共済 建物更生共済	157,643 146,078	10,804 8,503	146,839 137,574	152,166 145,154	10,430 8,620	141,736 136,534	△3.9 △0.7	△4.0 △2.1	△3.9 △0.6	△3.5 △0.6	△3.5 1.4	△3.5 △0.8
農業関連事業	販売・取扱高	4,226	278	3,948	4,331	286	4,045	△0.0	△6.6	0.5	2.5	3.0	2.4
	うち米	905	129	777	989	135	853	7.7	2.7	8.5	9.2	5.0	9.9
	野菜	1,271	43	1,228	1,245	40	1,206	△2.0	△9.4	△1.8	△2.1	△8.0	△1.9
	果実	407	13	394	405	14	391	△3.3	△36.7	△1.5	△0.5	6.2	△0.7
	畜産物	1,055	74	981	1,091	80	1,011	△2.7	△9.6	△2.1	3.4	7.6	3.1
	生産資材購買品供給・ 取扱高	2,052	119	1,933	2,067	143	1,923	1.2	△2.7	1.5	0.7	20.1	△0.5
	うち農業機械 肥料 飼料	226 307 356	10 20 24	216 287 331	233 317 361	12 25 33	221 292 328	0.5 △2.3 1.8	5.7 △8.6 0.4	0.2 △1.8 1.9	3.3 3.2 1.7	21.1 23.2 36.4	2.5 1.7 △0.9
生活その他事業	生活物資購買品供給・ 取扱高	914	39	875	890	34	856	△4.6	△2.8	△4.6	△2.6	△11.0	△2.2
	うち家庭燃料	248	7	240	261	8	253	22.7	8.9	23.1	5.5	13.3	5.3

資料 第1図に同じ

なった(第1表)。品目別には米と畜産物が大きく寄与した。

米の販売・取扱高は12年産米の価格上昇により9.2%増加した。畜産物については、飼料価格の高止まり等による畜産農家の廃業、10年の口蹄疫や11年の東日本大震災の影響により、近年の販売・取扱高は前年比減少が続いていた。12年度の畜産物の販売・取扱高は、肉用牛の販売・取扱高増加が寄与し3.4%増加した。全国の畜産産出額の1割弱を占め、口蹄疫の被害が大きかった宮崎県において肉用牛の生産が回復しつつあることを反映したものである。

12年度の生産資材購買品供給・取扱高は2.1兆円、前年比0.7%増加した。被災地で営農再開が本格化したことを反映して、被災3県では20.1%と高い伸び率となった。

(4) 生活その他事業

—家庭燃料以外は減少—

12年度の生活物資購買品供給・取扱高は8,904億円で、前年比2.6%減少した(第1表)。品目別には、灯油やガソリン価格の高止まりにより家庭燃料の供給・取扱高は5.5%増加したが、それ以外の品目では減少した。

4 損益の動向

(1) 経営概況

—事業管理費削減で利益確保—

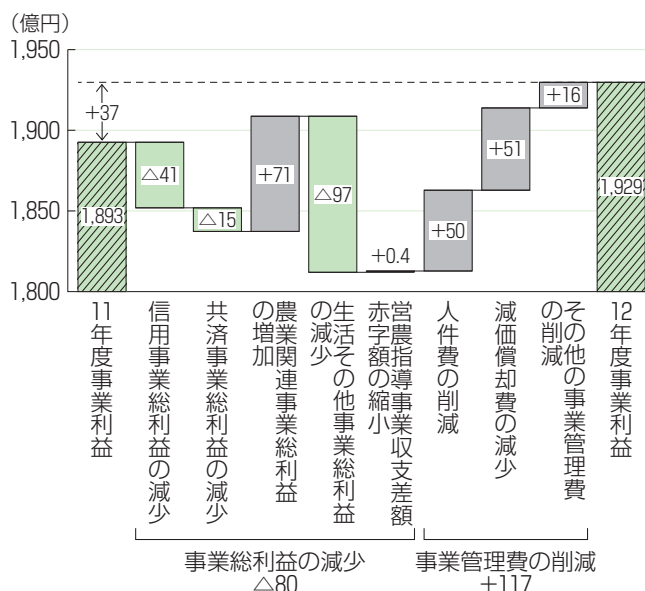
12年度の事業利益は1,929億円で、前年比37億円、増減率にして1.9%の増加となった(第2図)。事業総利益は1兆8,781億円となり、前年比80億円、0.4%減少したものの、減価償却費や人件費等の事業管理費が

前年比117億円、0.7%減少した。事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減により

事業利益を確保する構図は続いている。

この結果、同年度の事業管理費比率（事業管理費／事業総利益）は89.7%となり、近年は安定して推移している（第2表）。経常利益は5.2%増の2,586億円となったが、これは事業外収益である受取出資配当金の増加が主な要因である。税引前当期利益は前年比3.3%増加し2,390億円となった。

第2図 2012年度の事業利益の前年比増減要因



資料 第1図に同じ

(2) 信用事業利益

—貸出金低迷により資金運用収支減—

12年度の信用事業総利益は前年比0.5%減少した（第2表）。農協の信用事業総利益の大宗を占める資金運用収

第2表 部門別損益の推移

(単位 億円, %)

		実額				前年比増減率			
		09年度	10	11	12	09	10	11	12
事業総利益	計	19,124	18,866	18,861	18,781	△0.2	△1.3	△0.0	△0.4
	信用	7,708	7,680	7,741	7,701	4.5	△0.4	0.8	△0.5
	共済	4,989	4,897	4,872	4,857	△2.1	△1.8	△0.5	△0.3
	農業関連	4,183	4,101	4,092	4,163	△4.1	△1.9	△0.2	1.7
	生活その他	2,404	2,357	2,324	2,227	△4.1	△2.0	△1.4	△4.2
	営農指導	△161	△169	△168	△168	6.2	△5.3	0.5	0.2
事業管理費	計	17,229	17,138	16,968	16,851	△1.9	△0.5	△1.0	△0.7
	信用	5,496	5,485	5,446	5,408	△1.9	△0.2	△0.7	△0.7
	共済	3,429	3,425	3,417	3,417	△0.5	△0.1	△0.2	△0.0
	農業関連	4,611	4,585	4,539	4,515	△1.4	△0.6	△1.0	△0.5
	生活その他	2,724	2,671	2,586	2,533	△4.5	△1.9	△3.2	△2.0
	営農指導	969	972	980	979	△1.5	0.3	0.7	△0.1
事業利益	計	1,895	1,728	1,893	1,929	18.1	△8.8	9.5	1.9
	信用	2,213	2,195	2,295	2,293	24.7	△0.8	4.5	△0.1
	共済	1,560	1,473	1,454	1,441	△5.3	△5.6	△1.2	△1.0
	農業関連	△428	△484	△447	△351	△34.9	△13.0	7.6	21.4
	生活その他	△319	△315	△262	△306	7.0	1.5	16.9	△16.9
	営農指導	△1,130	△1,142	△1,148	△1,147	2.2	△1.0	△0.6	0.1
事業管理費比率	計	90.1	90.8	90.0	89.7				
	信用	71.3	71.4	70.4	70.2				
	共済	68.7	69.9	70.1	70.3				
	農業関連	110.2	111.8	110.9	108.4				
	生活その他	113.3	113.3	111.3	113.7				

資料 第1図に同じ

支が前年比175億円、率にして2.1%減少したことが影響した。

資金運用収支の増減要因をみると、プラスに寄与したのは預け金残高の増加のみで、資金運用収支を113億円押し上げた(第3図)。一方、貸出金の低迷が顕著である。金融緩和と他行との激しい競争の影響により、第4図に示したように貯金・貸出金利ざや是一段と低下し、前述したように貸出金残高も減少した。この結果、貯金・貸出金利ざや

の縮小は180億円、貸出金残高の減少は72億円、それぞれ資金運用収支を押し下げた。

(3) 共済事業利益

—前年比減少続く—

共済事業については、付加収入がわずかに減少し、一方共済費用は増加したため、共済事業総利益は前年比0.3%減となった(第2表)。共済事業管理費は横ばいであったため、共済事業利益は前年比1.0%の減少となった。「総合農協統計表」に部門別損益が掲載された04年度以降、共済事業利益は前年度を下回る状況が続いている。

(4) 農業関連事業利益

—販売・取扱高増により赤字幅縮小—

12年度の農業関連事業総利益は前年比1.7%増加した(第2表)。前述したように、米と畜産物の販売・取扱高が増加したことが大きく寄与した。生産資材購買については、供給・取扱高は増加したものの、購買粗利益率^(注)が低下したため、購買粗利益は減少した。

さらに、減価償却費の減少により農業関連事業管理費が減少したため、同年度の農業関連事業損失は351億円で、損失額は前年比96億円縮小した。

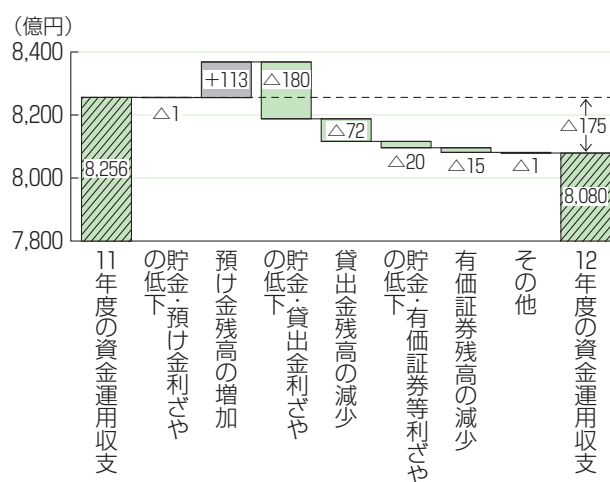
(注) 購買粗利益率＝購買粗利益／購買品供給・取扱高。「総合農協統計表」における購買粗利益の科目名は購買利益(購買手数料を含む)。

(5) 生活その他事業利益

—赤字の改善みられず—

11年度の生活その他事業総利益は、前年

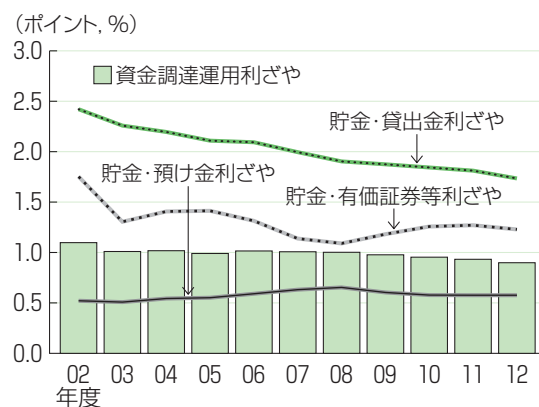
第3図 2012年度の資金運用収支の前年度比増減要因



資料 第1図に同じ

(注) 平残および利ざやの増減要因が重なる部分については、両者の増減割合で按分した。

第4図 利ざやの推移



資料 第1図に同じ

比4.2%の減少となった（第2表）。生活その他事業管理費の削減は進んだものの、生活その他事業総利益の減少が大きく、生活その他事業損失は306億円で、前年度に比べて損失額は44億円拡大した。

生活その他事業損失が改善しない要因として、購買店舗に注目したい。農協の生活購買店舗は、供給・取扱高の大半を食料品等の生活物資が占めており、過疎地域において存在感が強い。例えば、12年度におけるコンビニエンスストア事務所数に対する農協の小規模購買店舗数の割合をみると、人口密度が高い南関東や近畿では2～3%台と低いものの、四国の36.3%を筆頭に、東山（山梨県、長野県）で23.6%、南九州で19.8%、中国で19.0%と過疎地を多く抱え

る地域では高くなっている（第3表）。

近年、「買い物難民」という言葉が出現し、過疎地域等における生活インフラとして買い物環境の維持が社会問題となっている（一瀬（2010））。農協の購買店舗は、過疎地を多く抱える地域に立地し、地域の買い物インフラの一翼を担っているといえる。

08年度以降、生活その他事業の事業管理費比率（生活その他事業管理費／生活その他事業総利益）はほぼ横ばいで推移している（第2表）。人口密度が低く小売店舗としての経営環境に恵まれていない過疎地での購買店舗の運営は、地域のインフラとしての役割を果たす一方で、生活その他事業の損益が改善しない一因となっていると考えられる。

第3表 コンビニエンスストア事業所数と農協小規模購買店舗数(2012年度)

(単位 店、%)

	コンビニエンスストア事業所数(a)	農協の小規模購買店舗数(b)	割合(b/a)
全国計	30,598	2,291	7.5
北海道	2,042	154	7.5
東北	2,520	192	7.6
北関東	1,945	133	6.8
南関東	8,479	215	2.5
東山	736	174	23.6
東海	3,567	241	6.8
北陸	1,299	70	5.4
近畿	3,832	130	3.4
中国	1,633	310	19.0
四国	739	268	36.3
北九州	2,621	230	8.8
南九州	752	149	19.8
沖縄	433	25	5.8

資料 農林水産省「総合農協統計表」、経済産業省「経済センサス」

(注) 1 農協の小規模購買店舗数は、売場面積300㎡未満の購買店舗数。

2 表中の色アミ掛け■は、割合が10%を超える地域。

3 「東山」は山梨県、長野県。

おわりに

12年度の農協経営においても、事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減により事業利益を確保する構図は続いている。事業管理費比率は89.7%と90%を下回る水準となり、全体として経営のスリム化は進んでいる。

部門別には、大規模な金融緩和と激しい競争で利ざやが低迷したことにより信用事業利益は伸び悩んだものの、農産物販売・取扱高の増加により農業関連事業損失が縮小したため、事業利益は前年比増加となった。

一方で、生活その他事業損失は思うように改善していない。これは、前述したよう

に経営環境として恵まれていない地域でも生活物資の供給を行っていることが一因と考えられる。JAグループ共通の経営理念である「JA綱領」には、地域農業の振興とともに、安心して暮らせる豊かな地域社会の構築が明記されている。買い物弱者対策をはじめとする地域社会への貢献も農協の重要な役割といえる。

そこで、農協が地域貢献と健全経営を両立するには一層の経営の工夫が必要となるが、外部のノウハウの活用もその1つである。全農は、14年10月に全日食との業務提携を発表した。業務提携は、JAグループの食品店舗が地域社会の生活インフラとし

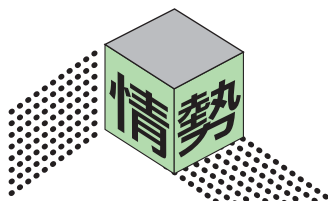
ての機能を果たすことを目的とし、全日食のノウハウを活用して店舗経営の改善を目指すとしている（全農（2014））。不利な経営環境を克服して、地域貢献を果たしつつ損益改善を進めるための取組みの強化が望まれる。

<参考文献>

- ・一瀬裕一郎（2010）「条件不利地域の買い物難民と協同組合」『農林金融』11月号（32～47頁）
- ・全農（2014）「全国農業協同組合連合会（JA全農）と全日本食品株式会社（全日食）との業務提携について」14年10月14日プレスリリース
- ・農林水産省「農業物価統計調査」
- ・IMF “Primary Commodity Prices”

（おだか めぐみ）





国際金融規制改革の動向について ——国内金融機関にも影響を与える規制強化の動き——

理事研究員 高島 浩

バーゼル規制を含む国際金融規制は金融危機を踏まえ大きく変化した。

2008年に発生したリーマンブラザーズ証券の破綻直後に開催されたG20の首脳会合において、国際的に活動する欧米の大銀行に対する国際金融規制の改革がテーマとなり、以来6年間にわたって、主要20か国首脳会合を頂点として精力的に議論が進められてきた。こうした取組みの結果、14年11月のブリスベン・サミットにおいて、「金融危機への対応としての金融規制改革は概ね達成」とコミニケが発表され、規制改革は分水嶺を越えたとの判断がなされ

ている（第1表）。

ただし、各国での規制の適用はこれからであり、また、規制間の整合性を図るなど規制のさらなる深化と新しい枠組みの追加が同時並行で進んでいる。日本の新聞等では金融機関の自己資本規制について断片的に報道されるにとどまっているため、全体像を理解することが難しい状況が続いている。

そのため本稿では、銀行の健全性を図る中核的な規制であるバーゼル規制について、その成り立ちと現在までの取組みを俯瞰す^{（注1）}るとともに、現在も継続している規制強化の動向について整理した。なお、こうした規制強化の一部は、国内金融機関へも影響を与えることになる。

（注1）過去の経緯は、BCBS（2014a）、氷見野（2005）、および渡部（2012）を参考に作成した。

第1表 国際金融規制にかかる主な流れ

74年	バーゼル銀行監督委員会創設
75	バーゼルコンコルダット作成
88	バーゼル1 公表
92	バーゼル1 国際合意
96	市場リスクの追加
99	バーゼル1の見直し提案
04	バーゼル2 最終文書公表
07	バーゼル2 適用開始
08	リーマンショック発生
08	G20首脳会合（ワシントン・サミット開催）
09	バーゼル2.5合意
10	バーゼル3 最終文書公表
12	バーゼル3 相互監視の仕組み導入
13	バーゼル3 段階的適用開始
14.11月	G20ブリスベン・サミットへの進捗状況報告実施

資料 筆者作成

1 バーゼル1の合意

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という）は、ブレトンウッズ体制が破綻した後に発生した金融混乱を契機に、1974年にG10の中央銀行総裁により設置されたことを起源とする。バーゼル委員会は、スイスの中堅都市であるバーゼルに

本拠を置く国際決済銀行（BIS）内に事務局が設置されている。

その目的は、自国外で活動する銀行に対する規制逃れを防ぎ、監督を参加国において十分かつ統一的なものにすることで、75年以降、監督上の基準や責任分担について国際的な合意を行ってきた。その後、80年以降発生した中南米諸国の債務問題により、国際金融システムの健全性強化と競争条件の公平性確保を目的として、88年に銀行の自己資本比率に関する最初の国際基準であるバーゼル合意（当時は「BIS規制」と呼ばれていたが、のちに「バーゼル1」と呼ばれる規制）が成立した。

バーゼル1は国際的に活動する銀行を対象としたもので、通常の自己資本比率計算方法と異なるリスクに応じた加重されたリスク計測方法（リスク・レイシオ・アプローチ）が採用された。すなわち、第2表にあるとおり、分母を与信額にあらかじめ定められたリスクウェイトを掛け合わせたリスク加重資産とし、内部留保を含む資本額に劣後債務や有価証券の含み益の一部を加え

た総額を分子としたものである。この合意により、日本を含むG10諸国の国際的に活動する銀行は、92年末までにこの比率が8%以上になるようにすることが求められた。

2 バーゼル2

バーゼル委員会は、バーゼル1成立後も、市場リスクを分母に加算する改正を行ってきたが、銀行の内部管理も高度化し、リスクの計測が精緻なものとなったことを背景に、99年に銀行の内部管理に合わせる形でバーゼル規制の新しいフレームワークを作成することとなり、04年にバーゼル2が合意された。

バーゼル2の主な変更点は、第3表にあるとおり、従来の自己資本比率管理に加えて、内部管理および監督の枠組みや情報開示に関する枠組みが追加され、いわゆる3本の柱という形で、銀行のリスク管理と監督・規制の枠組みが統合された点と、銀行のリスク管理手法の高度化と歩調をそろえる形で自己資本比率計算上分母の計測方法

第2表 自己資本比率の計算方法

＜バーゼル1合意時の計算式＞	
自己資本比率	$= \frac{\text{自己資本}}{\sum (\text{与信額} \times \text{リスクウェイト})^*}$
*その後、分母に市場リスクやオペレーショナルリスクが追加されたほか、自己資本へ算入ルールが変更になっているが、バーゼル3においても基本式は変わらない。	
バーゼル1のカテゴリー別リスクウェイト(%)	
国・地方公共団体向け与信	0
政府関係機関等向け与信	10
銀行・証券会社向け与信	20
住宅ローン	50
事業法人・個人貸出	100

資料 筆者作成

第3表 バーゼル2(バーゼル1からの変更点)

第一の柱：最低所要自己資本比率【分母計測方法の改正】
バーゼル1規制の修正。信用リスク計測の精緻化とオペレーショナルリスクの追加
第二の柱：金融機関の自己管理と監督上の検証【追加された枠組み】
金融機関に第一の柱の対象でないリスクを含めたリスク管理および自己資本管理を要請し、それを監督当局がモニタリングする枠組み
第三の柱：市場規律の活用【追加された枠組み】
金融機関の自己資本比率の状況を開示し、市場規律を通じた実効性を高める枠組み

資料 金融庁「バーゼル2(自己資本比率規制について)」

に内部モデルの利用が容認された点にある。

分母の大宗を占める信用リスクの計測について、外部格付を利用した標準的手法に加えて、個々の銀行で用いられている格付制度等の銀行内部の仕組み（内部モデル）を用いることを可能にした。さらに、信用リスク、市場リスクに加えて、新たなカテゴリーとして、オペレーショナルリスク（事務およびシステム関連のリスク）を自己資本の算定に追加する仕組みとなった。バーゼル1は本文が16頁と比較的シンプルなものであったが、バーゼル2は190頁となり、証券化商品など複雑な商品を含む大幅なルール変更が行われたため、当時は「新BIS規制」と呼ばれていた。

3 金融危機の発生とその原因

バーゼル2が適用開始となる07年には、今回の危機の原因となる米国の住宅ローンの一部であるサブプライムローン問題が表面化しつつあった。こうしたローンの延滞等の増加が、サブプライムを裏付けとする証券化商品の価格低下を招き、その商品を保有していた欧州の金融機関の破綻やこうした商品を販売していた金融機関の信用不安が発生し、リーマンブラザース証券の破綻によりピークを迎えることとなった。

そもそも、不動産価格の上昇が継続することを前提に、本来貸すべきでない人にお金を貸したという問題は無視できないが、それに加えて、欧米の金融機関は、複雑なリスク特性を持つ証券化商品等を保有して

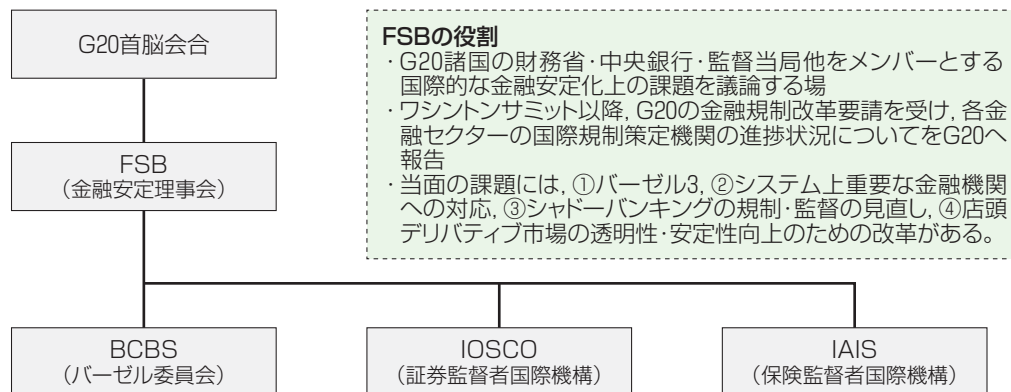
バランスシートを拡大させたため、リスク実体の把握が不十分で結果的には自己資本が過少となった。また、こうした商品を保有するための資金調達を短期の市場調達に依存していたことや、デリバティブ等を用いてこうした商品のリスクがマーケット全体に拡散してしまったことから、市場のショックが広範なマーケットに伝播する状況となった。結果的には、金融機関等への資本注入や中央銀行による信用補完の仕組みを導入するまで、危機が収束に向かわないような状況を招いてしまった。

銀行の健全性を事前に図る仕組みとしてのバーゼル2は、自己資本が質・量ともに不足していることが明確となったほか、銀行の流動性リスクに対する規制、デリバティブ等の取引にかかる規制や、銀行以外の金融機関（シャドウバンキング）による疑似的な銀行行動への規制が不十分であることも危機拡大の原因とされた。加えて、大手金融機関が破綻した際の初期対応を含めた危機対応が十分に整備されていなかったことも明らかになった。

4 金融規制改革への対応

リーマンブラザース証券の破綻から世界的な金融危機への発展は、その直後にワシントンで開催されたG20首脳会合で議題となり、危機防止のための国際金融規制改革を進めることが決議され、その改革を着実に進める新たな国際交渉の枠組みとして、G20首脳会合の下部組織として金融安定理

第1図 金融危機を踏まえた国際金融規制改革の国際交渉の枠組み



資料 金融庁「国際金融規制(バーゼル規制)」を参考に筆者作成

事会（FSB）が09年に設置された。FSBは、銀行の金融規制のみならず、ノンバンクやデリバティブ、その他の重要課題について、各国際機関の取組みをモニタリングし、その進捗を首脳会合において報告する形となった（第1図）。

バーゼル3の骨格は、こうした新しい枠組みのもとで、銀行に関する中核的な規制として10年12月に合意され、19年までに段階的に自己資本の強化等が行われることとなった。

5 バーゼル3の特徴

10年に合意されたバーゼル3は、バーゼル2の枠組みをさらに強固な形にするものとなっている（第4表）。

第一に、自己資本について、質・量ともに規制強化が行われ、最低自己資本比率も最終的には10.5%まで引き上げられている。

第二に、自己資本比率の計算のベースであるリスク・レイシオ・アプローチを補完

するため、シンプルでかつリスクを反映しない与信額をベースとしたレバレッジ比率^(注2)を導入することで、内部モデルのリスクを排除している。

第三に、はじめて、定量的な流動性規制を導入し、ストレスがかかった際の預金流出への対応力強化や、長期の運用資産に関する長期・安定的な調達手段を確保する基準を設定している。

第四に、「大きすぎてつぶせない」（Too Big to Fail）銀行への対応として、特定の大規模銀行に対して追加的な資本賦課、すなわち自己資本比率の引上げ等を求めることが可能なように規制が追加されている。

これらの変更に加えて、このバーゼル3が各国においてルールに沿って導入されていることを確実にするために、12年には、従来各国当局に委ねられていた制度導入について、相互監視の仕組みを導入している。

(注2) 自己資本比率は分母が内部モデルを用いて計算したリスク加重資産であるのに対し、レバレッジ比率は分母を与信額として比率を計算する。

第4表 バゼル規制の主な変更点

			バーゼル1	バーゼル2 ^(注1)	バーゼル3 ^(注2)
自己資本比率規制	最低比率		8%以上	8%以上	8%以上 普通株式等Tier I比率 4.5%以上
	分子 (自己資本)	基本項目 (Tier I)	株主資本	変更なし	普通株式等Tier Iと その他Tier Iに分割
		補完的項目 (Tier II)	劣後債務, 有価証券含み 益等	変更なし	適格要件の厳格化
	分母 (リスク加重 資産)	信用リスク	単一の計測手法	標準的もしくは内部格付 手法	リスク捕捉の強化
		市場リスク	(1996年に追加)	取扱い強化(バーゼル2.5)	抜本的見直し検討中
		オペレーショナルリスク		追加計測(3つの計測手法)	標準的手法見直し協議中 (計測手法の統合提案)
流動性規制					
レバレッジ比率					
資本保全バッファ ^(注3)					
			定量的な最低基準導入		
			補完的指標として導入		
			最低基準に2.5%上乗せ		

資料 氷見野(2005)および金融庁資料を参考に筆者作成

(注) 1 バーゼル2は、このほか、第二の柱(金融機関の自己管理と監督の検証)および第三の柱(市場規律の活用)をルール化。

2 最低比率および流動性規制等は2019年の段階適用終了後の姿を示している。

また、これに加えて、大口与信の上限額をTier Iの25%とする大口エクスポージャー規制も2019年より導入予定。

3 保全バッファ未達時には配当等を抑制する仕組みであるため、実施的に最低自己資本は10.5%となる。

6 日本における取組状況

日本の金融当局は、90年代以降、国際的な活動を行う国際基準行については、国際合意に従う形で最低自己資本比率を8%以上とする対応を行う一方、国内基準行には、最低自己資本比率を4%としてバーゼル規制を国内規制に適用してきた。

バーゼル3の対応においても、13年に国際基準行に対して適用を開始したほか、国内基準行について、従来の最低自己資本比率の4%^(注3)を維持しつつ、資本の質を向上させる方向で14年より自己資本の定義の見直し^(注4)を行った。

今後、国際基準行に対し、流動性規制やレバレッジ規制等について、バーゼル3合意に基づくルール改正が行われることにな

る。一方で、国内基準行については、地域経済への影響や業態の特性を勘案した規制変更が行われることが想定される。

(注3) 実態面では、国内基準を適用する大宗の地域金融機関の自己資本比率は国際基準の8%を超えている。また、JAバンクにおいても、JAバンク基本方針において8%を最低基準として採用している。

(注4) 12年に実施されたバーゼル委員会による日本におけるバーゼル3適用状況についての評価は、国際基準行においてバーゼル3が順守されており、国内基準行についてもバーゼル3に類似した規制が導入されていると評価している。なお、欧州においては全銀行にバーゼル3のフレームワークを適用しているが、米国においては国際的に活動する15のコアバンクでバーゼル3のフレームワークが適用されるが、コミュニティバンクには米国独自の規制が導入されている(BCBS(2012, 2014c, 2014d))。

7 規制対応の新たな局面

G20ブリスベン・サミットにおいては、

国際金融改革が政治的には分水嶺を越えた
とされているが、サミットに提出されたFSB
およびバーゼル委員会の報告書を見ると、
バーゼル3のさらなる深化と新しい枠組み
の追加について議論を進めていることが確
認できる。

(1) バーゼル3のさらなる深化

—バーゼル3.5あるいはバーゼル4へ の移行—

バーゼル委員会がサミットに提出した報
告書（BCBS（2014b））では、外部格付に依
存した現在の標準的手法の見直しや、銀行
によりばらつきのある内部モデルの標準化、
ないしは一部利用の制限を行う見直し等
にかかる政策立案が15年中の検討課題とさ
れている。さらに、現在の自己資本規制の
枠組みの全般的な見直しも同時並行で検
討されており、欧米の当局者が現在のバ
ーゼル3の枠組みの問題点を指摘する報
道もなされている。こうした動きを総称
して、バーゼル3.5ないしは4と呼ばれ
るようになってきた。

なお、信用リスクの標準的手法の改正案
は14年12月に公表され、現在、市中協
議に付されている。この見直しが行われ
ると、標準的手法を用いる銀行においても
分母のリスク加重資産が増加することと
なり、自己資本の充実等が必要となっ
てくる。^(注5)

(注5) 市中協議案では、たとえば銀行への預け金を
含む与信を外部格付ではなく、普通株式等Tier I
比率や不良債権比率等で評価するとともに、最
低水準を20%から30%に引き上げる案が検討さ
れている。協議機関は15年3月27日まで。適用
時期については、未定。

(2) 新しい枠組みの追加

新たな取組みとして、金融危機が発生し
た際に「大きすぎてつぶせない」ことを理
由に納税者の負担で金融機関を支援するこ
とがないよう危機対応が必要であるとの認
識から、大規模な金融機関に対して事前に
追加的な資本増強を求めることや、危機発
生時に税金の投入なしに処理を行うための
枠組み等のルール化が、FSBの主導下で進
められている。

加えて、米英を中心に、さらに厳しい独
自の国内規制が金融危機以降決定されてお
り、邦銀を含む海外に拠点を置く大手銀行
は、それぞれの拠点に応じた規制に対応し
ていく必要に迫られている。

おわりに

今回の金融危機以降、国際金融規制は大
きく規制強化に振れており、現在もその動
きが継続している。加えて、欧州危機の発
生や金融危機後に明らかとなった金融機関
をめぐる不祥事等の影響もあり、欧米を中
心に金融機関に対する風当たりは引き続き
厳しいものがある。

金融危機の震源地は欧米であるが、金融
のグローバル化に伴い、国際的に活動する
邦銀についても国際規制の順守という観点
から対応を行うことが求められている。

また、これまでは国際的に活動する銀行
を中心とした規制強化であったが、今後、
国内基準のベースとなる標準的手法の見直
しが行われた場合、国内の中小金融機関や

協同組織金融機関においても規制の見直しが必要となってくることが想定され、自己資本強化の動きとなる可能性は否定できない。国内金融機関の実態や経済状況を踏まえた国内での規制適用が望まれている。

<参考文献>

- BCBS<Basel Committee on Banking Supervision> (2012), "Basel III regulatory consistency assessment (Level 2) Japan," October, Bank for International Settlements, http://www.bis.org/bcbs/implementation/l2_jp.pdf
- BCBS<Basel Committee on Banking Supervision> (2014a), "A brief history of the Basel Committee" Updated on 27 October, Bank for International Settlements, <http://www.bis.org/bcbs/history.pdf>
- BCBS<Basel Committee on Banking Supervision> (2014b) "Reducing excessive variability in banks' regulatory capital ratios A Report to the G20," 12 November, Bank for International Settlements <http://www.bis.org/bcbs/publ/d298.pdf>,
- BCBS<Basel Committee on Banking Supervision> (2014c), "Regulatory Consistency Assessment Program (RCAP) Assessment of Basel III regulation-European Union," 5 December, Bank for International Settlements, <http://www.bis.org/bcbs/publ/d300.pdf>
- BCBS<Basel Committee on Banking Supervision> (2014d), "Regulatory Consistency Assessment Program (RCAP) Assessment of Basel III regulation-United States of America," 5 December, Bank for International Settlements, <http://www.bis.org/bcbs/publ/d301.pdf>
- Financial Stability Board (2014) "Overview of Progress in the Implementation of G20 Recommendation for Strengthening Financial Stability Report of the Financial Stability Board to G20 Leaders," 14 November, <http://www.financialstabilityboard.org/2014/11/overview-of-progress-in-the-implementation-of-the-g20-recommendations-for-strengthening-financial-stability-5/>
- 金融庁 (2014)「国際金融規制（バーゼル規制）」『国の債務管理の在り方に関する懇談会（第33回）資料2』財務省, 10月15日 http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gov_debt_management/proceedings/material/d20141015-2.pdf
- 氷見野良三 (2005)『検証 BIS規制と日本』第2版, 金融財政事情研究会
- 渡部訓 (2012)『バーゼルプロセス 金融システム安定への挑戦』蒼天社出版

(たかしま ひろし)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(62)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(62)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(62)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(64)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(64)
6. 農業協同組合 主要勘定	(64)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(66)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(66)
9. 金融機関別預貯金残高	(67)
10. 金融機関別貸出金残高	(68)

〈特別掲載 (2014年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(69)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(70)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(71)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(72)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7745

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」単位未満の数字	「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳	「△」負数または減少
「*」訂正数字	「P」速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2009. 11	38,565,312	5,503,856	21,904,191	1,329,660	43,097,192	12,051,042	9,495,465	65,973,359
2010. 11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912
2011. 11	41,979,401	5,203,853	20,999,009	1,367,271	43,628,195	15,021,693	8,165,104	68,182,263
2012. 11	44,167,084	4,780,366	24,236,154	225,743	47,392,547	16,248,478	9,316,836	73,183,604
2013. 11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276
2014. 6	50,616,499	3,934,990	25,841,875	8,643,129	50,033,573	16,782,220	4,934,442	80,393,364
7	50,809,606	3,895,861	27,179,388	10,051,349	49,981,141	17,012,868	4,839,497	81,884,855
8	51,045,710	3,853,777	28,249,138	9,975,475	50,697,759	17,183,715	5,291,676	83,148,625
9	51,165,453	3,811,636	32,734,966	8,355,119	54,344,875	18,183,325	6,828,736	87,712,055
10	50,971,963	3,769,455	29,389,946	9,638,396	52,056,373	17,153,066	5,283,529	84,131,364
11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2014年11月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	44,745,791	-	667,620	938	141,181	-	45,555,530
水 産 団 体	1,472,899	-	102,286	6	10,683	-	1,585,874
森 林 団 体	1,443	-	5,151	28	107	-	6,729
そ の 他 会 員	2,255	-	5,101	46	-	-	7,402
会 員 計	46,222,388	-	780,158	1,018	151,971	-	47,155,535
会 員 以 外 の 者 計	270,569	53,893	365,973	65,620	3,531,763	22,642	4,310,460
合 計	46,492,956	53,893	1,146,131	66,638	3,683,734	22,642	51,465,995

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 355,425百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2014年11月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	52,114	84,666	109,727	-	246,506
	開 拓 団 体	46	13	-	-	59
	水 産 団 体	6,107	4,889	6,866	-	17,863
	森 林 団 体	1,911	5,414	2,369	58	9,752
	そ の 他 会 員	164	652	20	-	836
	会 員 小 計	60,342	95,634	118,982	58	275,016
	その他系統団体等小計	62,110	19,110	42,470	-	123,690
	計	122,452	114,744	161,452	58	398,706
関 連 産 業		2,501,385	62,005	1,023,187	3,137	3,589,713
そ の 他		14,182,197	5,497	144,038	-	14,331,733
合 計		16,806,034	182,246	1,328,677	3,195	18,320,152

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2014. 6	5,564,463	45,052,036	50,616,499	-	3,934,990
7	5,464,521	45,345,085	50,809,606	-	3,895,861
8	5,262,526	45,783,184	51,045,710	-	3,853,777
9	5,010,878	46,154,575	51,165,453	55,000	3,811,636
10	4,733,058	46,238,905	50,971,963	-	3,769,455
11	4,955,018	46,510,976	51,465,994	8,100	3,727,381
2013. 11	6,684,851	42,481,154	49,166,005	-	4,220,598

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2014. 6	52,265	8,590,863	50,033,573	13,736,173	6,114	-	164,030
7	51,517	9,999,832	49,981,141	13,405,173	6,088	-	172,456
8	63,532	9,911,942	50,697,759	13,421,221	7,635	-	170,705
9	70,610	8,284,508	54,344,875	13,342,793	54	-	176,181
10	47,291	9,591,105	52,056,373	13,163,337	1,076	-	181,953
11	50,095	6,048,853	55,442,838	13,133,478	64	-	182,245
2013. 11	67,531	5,626,668	51,159,836	13,380,825	110	-	170,984

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2014. 6	57,316,428	55,949,342	1,121,644	898,043	1,781,585
7	57,474,700	56,195,334	1,125,662	898,045	1,786,150
8	57,907,891	56,483,228	1,084,963	898,044	1,787,228
9	57,429,492	56,273,962	1,021,791	898,044	1,787,228
10	57,643,508	56,380,866	1,154,425	898,044	1,787,228
11	57,821,189	56,510,358	1,177,511	898,044	1,787,228
2013. 11	55,657,310	54,312,455	1,093,619	947,177	1,744,961

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2014. 5	29,240,643	62,641,117	91,881,760	548,337	370,365
6	29,543,257	63,681,081	93,224,338	523,764	346,754
7	28,908,469	64,265,978	93,174,447	539,177	362,737
8	29,291,362	64,363,121	93,654,483	523,136	347,156
9	29,103,820	63,984,438	93,088,258	523,599	347,269
10	29,768,420	63,633,741	93,402,161	536,380	358,667
2013. 10	29,091,050	62,438,617	91,529,667	557,865	379,927

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
572,130	4,149,581	3,425,909	17,694,255	80,393,364
750,178	4,101,756	3,425,909	18,901,545	81,884,855
698,372	4,097,697	3,425,909	20,027,160	83,148,625
676,000	3,598,003	3,425,909	24,980,054	87,712,055
692,932	3,721,669	3,425,909	21,549,436	84,131,364
707,819	3,536,156	3,425,909	24,041,850	86,913,209
871,648	4,697,519	3,425,909	17,462,597	79,844,276

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,341,171	1,273,951	3,067	16,782,220	554,948	4,373,381	80,393,364
15,583,900	1,253,315	3,195	17,012,868	526,195	4,307,214	81,884,855
15,757,960	1,251,389	3,660	17,183,715	723,044	4,560,998	83,148,625
16,699,033	1,305,220	2,888	18,183,325	545,595	6,283,088	87,712,055
15,694,343	1,273,959	2,809	17,153,066	562,505	4,719,948	84,131,364
16,806,034	1,328,677	3,194	18,320,152	1,076,931	5,974,276	86,913,209
15,051,350	1,348,335	3,583	16,574,253	520,000	5,895,878	79,844,276

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
59,783	36,086,432	36,006,077	22,000	489,505	17,125,013	6,725,924	1,569,074
63,733	36,214,148	36,140,802	15,000	496,399	17,111,197	6,704,841	1,542,692
56,737	36,588,608	36,517,010	20,000	504,070	17,043,335	6,731,057	1,539,547
55,704	36,494,899	36,407,237	5,000	503,350	16,894,546	6,728,483	1,584,546
53,923	36,536,946	36,461,875	13,000	510,861	16,878,983	6,825,070	1,553,856
59,387	36,775,000	36,704,692	35,000	508,541	16,967,704	6,780,240	1,548,538
62,337	34,425,204	34,352,862	15,000	440,620	17,141,167	6,872,198	1,541,938

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
387,304	65,235,584	64,951,659	4,399,422	1,751,365	22,925,010	196,558	702
413,735	66,685,994	66,414,815	4,337,882	1,723,220	22,870,104	196,307	702
428,588	66,689,809	66,423,232	4,357,707	1,738,486	22,899,759	196,441	702
409,987	67,143,374	66,887,508	4,338,468	1,728,810	22,875,113	197,084	697
398,353	66,755,985	66,507,929	4,326,642	1,736,037	22,764,503	197,649	697
386,942	67,084,006	66,858,662	4,278,731	1,699,710	22,745,459	198,097	697
392,634	64,531,263	64,266,820	4,549,960	1,720,235	23,077,441	208,439	706

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2014. 8	2,226,323	1,569,750	9,025	55,791	15,736	1,617,847	1,595,450	107,234	538,809
9	2,242,722	1,574,724	9,025	55,890	15,841	1,633,915	1,612,022	106,735	537,377
10	2,273,417	1,596,733	9,025	55,890	15,558	1,662,973	1,641,226	105,399	538,308
11	2,271,195	1,591,914	9,025	55,891	16,492	1,667,635	1,643,584	104,741	533,810
2013. 11	2,192,685	1,520,091	10,032	55,793	14,527	1,564,429	1,545,832	114,748	544,850

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2014. 6	821,296	459,902	113,987	87,219	115,456	6,180	790,177	781,850	400	200,964	10,686	121
7	812,244	454,787	113,392	86,232	115,079	6,706	782,591	774,492	400	196,646	10,920	119
8	806,385	451,332	112,440	85,306	114,896	6,180	777,644	767,888	400	195,168	11,055	118
9	818,483	454,937	112,706	85,779	114,310	7,085	797,642	788,480	400	191,617	11,046	115
2013. 9	897,100	521,935	131,537	100,993	120,023	6,748	863,206	851,172	1,336	219,704	12,147	135

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
	2013. 11	916,224	556,573	2,837,682	2,295,494	608,061	1,276,149	186,564
	12	925,964	564,093	2,848,588	2,324,220	616,676	1,291,364	188,596
	2014. 1	920,080	559,248	2,856,167	2,298,510	607,835	1,278,479	187,253
	2	920,856	559,936	2,855,414	2,304,572	609,892	1,283,705	187,510
	3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716
	4	918,711	560,974	2,924,575	2,361,429	616,587	1,295,628	188,544
	5	918,818	560,818	2,918,207	2,354,625	616,951	1,291,995	188,112
	6	932,244	573,164	2,923,780	2,367,835	623,995	1,306,075	190,336
	7	931,744	574,747	2,875,011	2,338,863	620,584	1,301,946	189,717
	8	936,544	579,079	2,869,191	2,356,954	622,993	1,309,845	190,704
	9	930,883	574,295	2,938,653	2,352,975	626,240	1,312,557	191,544
	10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	P 191,170
11	P 936,358	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	P 191,169	
前年同月比増減率	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8
	2013. 11	2.1	0.7	4.1	4.4	3.3	2.6	2.7
	12	1.9	0.5	3.9	4.2	3.0	2.5	2.5
	2014. 1	2.0	0.6	4.1	3.8	2.9	2.5	2.4
	2	2.0	0.5	3.7	3.5	2.8	2.4	2.2
	3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2
	4	2.0	0.4	2.8	3.6	2.7	2.6	2.3
	5	2.2	1.0	1.6	3.6	3.2	2.7	2.5
	6	2.2	1.3	2.4	2.7	2.8	2.5	2.4
	7	2.2	4.0	1.9	2.6	3.1	2.7	2.4
	8	2.2	4.3	2.4	2.9	2.9	2.8	2.4
	9	2.1	3.9	2.8	2.4	2.9	2.7	2.4
	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	P 2.4
11	P 2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	P 2.5	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2011 . 3	223 ,241	53 ,591	1 ,741 ,986	1 ,571 ,088	436 ,880	637 ,551	94 ,151
	2012 . 3	219 ,823	53 ,451	1 ,741 ,033	1 ,613 ,184	444 ,428	637 ,888	94 ,761
	2013 . 3	215 ,438	54 ,086	1 ,768 ,869	1 ,665 ,845	448 ,507	636 ,876	95 ,740
	2013 . 11	214 ,480	53 ,303	1 ,781 ,751	1 ,685 ,128	447 ,319	636 ,914	96 ,303
	12	213 ,468	53 ,266	1 ,800 ,227	1 ,702 ,720	452 ,818	643 ,203	96 ,985
	2014 . 1	213 ,010	52 ,805	1 ,795 ,378	1 ,694 ,858	448 ,683	637 ,461	96 ,615
	2	213 ,199	52 ,498	1 ,791 ,356	1 ,698 ,609	449 ,160	637 ,361	99 ,674
	3	213 ,500	52 ,736	1 ,812 ,210	1 ,716 ,277	457 ,693	644 ,792	97 ,684
	4	212 ,619	51 ,743	1 ,791 ,155	1 ,704 ,237	451 ,656	639 ,727	97 ,109
	5	213 ,342	51 ,989	1 ,783 ,978	1 ,717 ,345	453 ,225	642 ,409	97 ,260
	6	212 ,933	51 ,568	1 ,796 ,135	1 ,716 ,873	454 ,404	642 ,032	97 ,277
	7	213 ,135	51 ,621	1 ,781 ,010	1 ,722 ,018	454 ,494	642 ,909	97 ,579
	8	212 ,867	51 ,916	1 ,779 ,977	1 ,729 ,609	456 ,093	644 ,686	97 ,935
	9	211 ,773	51 ,440	1 ,798 ,698	1 ,740 ,914	461 ,858	649 ,748	98 ,615
	10	211 ,602	52 ,712	1 ,794 ,560	1 ,736 ,817	458 ,189	646 ,682	P 98 ,556
11	P 211 ,633	52 ,317	1 ,804 ,001	1 ,746 ,335	460 ,911	649 ,429	P 98 ,792	
前年	2011 . 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
	2012 . 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	2013 . 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
同月比増減率	2013 . 11	△0.8	△2.1	4.2	3.7	2.4	1.2	1.8
	12	△0.9	△2.0	4.0	3.4	2.1	1.3	1.8
	2014 . 1	△0.9	△2.5	3.9	3.4	2.3	1.5	1.9
	2	△0.8	△2.4	2.7	3.5	2.4	1.6	5.1
	3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0
	4	△0.7	△2.3	2.5	3.5	2.4	1.7	2.5
	5	△0.9	△1.3	2.4	3.9	2.8	2.2	2.5
	6	△1.1	△1.9	1.6	3.5	2.4	1.7	2.2
	7	△1.2	△1.4	0.6	3.6	2.6	1.9	2.4
	8	△1.4	△1.8	0.5	3.6	2.9	1.9	2.6
	9	△1.4	△2.0	0.7	3.5	2.8	2.0	2.6
	10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	P 2.7
	11	P △1.3	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	P 2.6

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2014年9月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,457,338	95,891	1,475,583	1,464,168	645,803	480,226
北岩	746,442	19,464	552,702	552,562	144,213	154,410
茨城	1,299,366	25,552	795,783	795,419	372,116	178,651
埼玉	2,882,528	111,612	2,099,306	2,097,488	641,362	216,484
東京	2,388,492	69,994	1,404,538	1,404,483	845,594	231,805
神奈川	3,974,040	102,846	2,845,041	2,844,496	1,124,488	299,835
山梨	466,099	15,673	362,069	361,772	44,652	70,564
長野	2,417,006	43,466	1,153,679	1,153,369	968,087	348,582
新潟	1,495,911	36,296	862,103	862,080	473,632	216,732
石川	855,167	17,468	521,698	518,683	222,193	136,013
福井	620,397	17,023	386,234	385,905	198,606	74,960
岐阜	2,260,071	70,118	1,732,026	1,731,954	411,396	190,671
静岡	3,445,381	111,303	2,219,405	2,219,207	983,429	358,613
愛知	6,099,098	154,402	3,113,818	3,113,811	2,477,880	564,080
三重	1,714,114	39,124	1,136,733	1,135,687	430,534	188,198
滋賀	1,143,317	34,697	952,349	903,236	232,419	85,408
京都	1,013,495	32,681	674,323	673,991	251,713	80,239
大阪	3,954,482	132,936	2,888,650	2,878,634	987,731	661,644
兵庫	4,475,543	123,635	2,293,431	2,293,045	1,571,521	1,013,482
和歌山	1,239,290	48,661	827,606	826,589	295,595	129,527
鳥取	343,818	7,933	248,922	247,713	81,787	21,879
島根	680,743	16,108	497,511	497,421	167,646	33,945
広島	1,896,271	80,200	1,331,481	1,331,176	561,456	68,468
山口	920,319	35,542	665,698	665,661	190,051	93,853
徳島	687,887	32,546	468,757	468,632	215,984	22,775
香川	1,478,975	24,200	740,474	740,271	730,971	42,751
愛媛	1,308,888	43,011	909,602	909,524	358,404	91,631
高知	761,922	19,871	444,005	444,003	204,326	84,428
福岡	1,718,863	25,093	1,129,460	1,129,189	484,308	170,267
佐賀	681,038	28,133	433,212	432,992	144,566	120,814
大分	443,303	15,600	268,392	268,259	136,488	54,638
宮崎	557,143	17,664	330,933	330,854	146,491	98,062
鹿児島	1,002,745	29,911	729,375	724,963	149,104	144,848
合計	57,429,492	1,678,654	36,494,899	36,407,237	16,894,546	6,728,483
一連合会当たり平均	1,740,288	50,868	1,105,906	1,103,250	511,956	203,893

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2014年9月末現在

(単位 百万円)

都 道 府 県 別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券 金 銭 の 信 託	貸 出 金	報 告 組 合 数
(北 海 道)	(3,155,352)	(159,865)	(2,267,227)	(2,254,627)	(12,812)	(956,911)	(110)
青 森	481,713	6,049	276,292	275,027	7,301	148,585	10
岩 手	1,024,081	16,016	719,976	710,163	58,010	237,531	8
宮 城	1,234,734	19,293	822,184	819,531	76,672	342,934	14
秋 田	777,930	11,958	448,365	445,970	39,953	219,020	15
山 形	954,089	8,288	556,257	550,618	51,708	299,839	17
福 島	1,756,863	19,136	1,333,494	1,332,218	70,022	358,364	17
(東 北 計)	(6,229,410)	(80,740)	(4,156,568)	(4,133,527)	(303,666)	(1,606,273)	(81)
茨 城	1,622,553	19,069	1,241,611	1,228,800	70,923	307,099	22
栃 木	1,569,829	11,871	1,130,573	1,127,432	109,351	312,893	10
群 馬	1,477,372	4,347	1,130,414	1,128,324	51,027	270,194	15
(北 関 東 計)	(4,669,754)	(35,287)	(3,502,598)	(3,484,556)	(231,301)	(890,186)	(47)
埼 玉	3,997,087	5,014	2,759,453	2,759,283	228,994	1,095,305	21
千 葉	2,445,356	8,122	1,576,865	1,575,629	137,843	720,944	20
東 京	3,545,592	2,830	2,367,628	2,353,976	141,632	1,192,884	15
神 奈 川	6,014,513	2,095	3,916,962	3,901,757	369,386	1,937,993	14
(南 関 東 計)	(16,002,548)	(18,061)	(10,620,908)	(10,590,645)	(877,855)	(4,947,126)	(70)
山 梨	662,743	1,883	433,242	429,774	46,377	171,571	11
長 野	2,928,291	10,608	2,177,180	2,168,064	45,593	734,643	20
(東 山 計)	(3,591,034)	(12,491)	(2,610,422)	(2,597,838)	(91,970)	(906,214)	(31)
新 潟	2,153,008	21,325	1,433,355	1,432,086	158,322	585,138	25
富 山	1,323,824	2,805	1,006,214	1,005,341	70,885	221,858	17
石 川	1,165,027	2,577	795,777	790,733	56,108	357,926	17
福 井	849,361	1,286	597,563	597,501	39,709	207,848	12
(北 陸 計)	(5,491,220)	(27,993)	(3,832,909)	(3,825,661)	(325,024)	(1,372,770)	(71)
岐 阜	2,961,511	3,976	2,202,047	2,200,171	191,891	631,075	7
静 岡	4,925,604	14,664	3,404,487	3,389,081	303,610	1,335,775	18
愛 知	7,708,585	19,106	5,998,242	5,996,267	427,495	1,649,730	20
三 重	2,232,872	3,667	1,651,009	1,636,860	171,626	430,440	12
(東 海 計)	(17,828,572)	(41,413)	(13,255,785)	(13,222,379)	(1,094,622)	(4,047,020)	(57)
滋 賀	1,496,183	3,512	1,119,641	1,118,315	121,082	264,721	16
京 都	1,262,137	2,937	981,232	975,484	72,213	229,213	5
大 阪	4,559,458	16,333	3,704,819	3,675,718	166,364	705,972	14
兵 庫	5,300,730	8,375	4,113,859	4,113,390	105,477	1,167,902	14
奈 良	1,374,766	2,535	996,219	976,053	100,678	282,053	1
和 歌 山	1,534,443	2,258	1,160,766	1,160,666	74,706	255,661	8
(近 畿 計)	(15,527,717)	(35,950)	(12,076,536)	(12,019,626)	(640,520)	(2,905,522)	(58)
鳥 取	500,984	6,367	330,155	327,623	25,434	117,088	3
島 根	917,311	8,827	601,066	600,539	9,386	294,920	11
(山 陰 計)	(1,418,295)	(15,194)	(931,221)	(928,162)	(34,820)	(412,008)	(14)
岡 山	1,712,054	12,138	1,180,021	1,176,919	67,330	459,648	9
広 島	2,553,617	2,969	1,868,071	1,867,939	61,199	608,848	13
山 口	1,239,888	1,776	895,037	888,168	66,088	273,376	12
(山 陽 計)	(5,505,559)	(16,883)	(3,943,129)	(3,933,026)	(194,617)	(1,341,872)	(34)
徳 島	823,248	1,882	672,444	668,215	17,864	119,900	16
香 川	1,615,224	1,643	1,470,139	1,469,632	-	159,453	1
愛 媛	1,744,352	2,814	1,287,811	1,287,556	113,396	317,239	12
高 知	891,184	1,968	692,524	690,041	49,337	150,650	15
(四 国 計)	(5,074,008)	(8,307)	(4,122,918)	(4,115,444)	(180,597)	(747,242)	(44)
福 岡	2,620,205	6,591	1,703,514	1,694,347	86,015	880,068	20
佐 賀	883,067	12,663	574,547	572,775	48,938	227,040	4
長 崎	648,812	3,530	422,117	418,831	14,474	177,119	7
熊 本	974,722	9,446	562,157	554,961	66,149	299,517	14
大 分	649,749	7,740	410,555	408,975	29,295	197,899	6
(北九州計)	(5,776,555)	(39,970)	(3,672,890)	(3,649,889)	(244,871)	(1,781,643)	(51)
宮 崎	760,227	15,330	488,050	486,485	39,243	220,281	13
鹿 児 島	1,274,898	12,116	855,955	850,381	3,696	363,330	15
(南九州計)	(2,035,125)	(27,446)	(1,344,005)	(1,336,866)	(42,939)	(583,611)	(28)
(沖 縄)	(783,109)	(3,999)	(418,869)	(415,683)	(51,028)	(266,105)	(1)
合 計	93,088,258	523,599	66,755,985	66,507,929	4,326,642	22,764,503	697
一組合当たり平均 (単 位 千 円)	133,555,607	751,218	95,776,162	95,420,271	6,207,521	32,660,693	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2014年9月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道			593,633	8,969	451,200	450,779	124,436
青森			51,575	1,766	30,275	29,017	10,300
岩手			195,531	3,029	165,229	164,350	32,469
福島			23,738	877	19,623	19,483	3,924
茨城			22,322	689	17,665	17,344	4,357
千葉県			65,168	2,313	48,458	45,681	9,930
東京都			6,518	143	5,059	5,050	750
神奈川県			11,768	2,170	8,740	8,184	3,976
新潟			26,341	874	20,066	19,798	3,033
富山			32,230	567	27,601	27,220	3,545
石川			42,826	1,190	33,438	33,021	6,257
福井			41,813	997	27,524	26,733	10,509
静岡			122,156	6,826	91,293	88,644	31,939
愛知			79,708	2,134	60,531	58,071	13,081
三重			87,115	3,261	56,620	56,222	31,198
京都			42,434	666	19,186	18,957	21,059
兵庫県			63,804	1,736	38,442	36,581	21,758
和歌山			40,850	1,007	30,150	29,468	5,968
鳥取			21,854	806	16,423	16,038	5,186
広島			79,316	1,020	48,606	48,426	23,680
徳島			31,858	499	29,505	29,168	2,532
香川			50,603	3,221	41,710	41,652	9,595
愛媛			75,791	1,523	45,128	44,278	30,685
高知			33,061	1,917	20,526	19,691	12,453
福岡			41,518	659	35,113	34,619	5,173
佐賀			106,343	1,242	73,351	73,272	29,783
長崎			111,954	1,768	80,713	80,555	26,176
宮崎			35,787	991	25,206	24,903	11,647
鹿児島			66,657	2,533	35,768	34,365	33,047
沖縄			38,450	497	30,766	30,452	8,931
合	計		2,242,722	55,890	1,633,915	1,612,022	537,377

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2014年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 組 合 数
北 海 道	506,476	94,616	83,067	538,940	535,220	120,256	70
青 森	7,527	250	496	7,119	7,031	791	1
宮 城	86,017	490	10,756	69,643	68,730	22,375	1
山 形	4,868	-	702	4,052	3,937	586	1
福 島	9,512	1,561	1,012	11,962	10,812	26	2
愛 知	5,986	291	450	5,760	5,497	249	1
島 根	39,953	370	3,229	32,037	31,652	6,403	1
山 口	57,046	-	5,031	37,091	36,370	16,002	1
香 川	2,317	1,008	135	2,202	2,170	1,071	1
愛 媛	8,836	2,231	926	9,657	9,595	2,064	3
長 崎	41,385	7,224	3,452	42,138	41,908	6,822	23
熊 本	7,064	447	715	5,584	5,016	1,469	1
大 分	25,734	-	1,914	15,896	15,159	7,382	1
宮 崎	15,762	4,218	2,425	15,561	15,383	6,121	8
合 計	818,483	112,706	114,310	797,642	788,480	191,617	115

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2015年1月20日現在、掲載情報タイトル1,745件　【関係する掲載データ2,757件】）

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。

冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。



URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年2月号第68巻第2号〈通巻828号〉2月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定 価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社